

# 政策資料

48—1962・10

特集 第41臨時国会をかえりみて／日韓会談の経緯が示すもの

日本社会党政策審議会

# 政策資料

10月号  
No. 48

## 目 次

### インタビュー

アジアの日本 ..... 北山 愛郎 (3)

### 政策の焦点

#### 具体化する貧農切り捨て政策

農業構造改善事業との闇い ..... (4)

#### 社会保障の「新しい段階」

社会保障制度審議会の答申をめぐって ..... (6)

#### 新産業体制論と日本産業

日本独占資本の国際競争力をめぐって ..... (7)

### 特集1 第41臨時国会をかえりみて

政府の国会軽視めだつ ..... (9)

### 特集2 日韓会談の経緯が示すもの

狙いはアジアの反共戦線強化 ..... (12)

#### 第41臨時国会緊急質問演説

日韓会談を即時中止せよ ..... 河上丈太郎 (17)

#### 論文／海運問題メモ

不振にあえぐ日本の海運への対策 ..... 久保 三郎 (21)

#### 【報 告】

##### 第41臨時国会における各委員会報告 ..... (26)

予算委員会／外務委員会／法務委員会／運輸委員会／文教委員会／  
遞信委員会／商工委員会／石炭対策特別委員会／エネルギー対策特別委員会／  
科学技術特別委員会／農林水産委員会／社会労働委員会／  
災害対策特別委員会／建設委員会／地方行政委員会

#### 資料

麻薬対策に関する決議 ..... (34)

医療法の一部を改正する法律 ..... (34)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律 ..... (35)

栄養士法等の一部を改正する法律 ..... (36)

地方公務員共済組合法案 ..... (37)

地方公務員共済組合法の長期貸付けに関する施行法案 ..... (38)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案 ..... (39)

昭和37年度分の都道府県民税等の減額に関する臨時特別法例案 ..... (40)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案 ..... (40)

漁業法の一部を改正する法律案／水産業協同組合法の一部を改正する法律案 ..... (40)

沿岸漁業等振興法案／行政不審査法／公立学校施設災害復旧法 ..... (40)

賃国庫負担法の一部を改正する法律案／産業投資特別会計法改正／国民金融公庫法の一部を改正する法律案 ..... (40)

農林省設置法の一部を改正する法律案／農林省設置法の一部を改正する法律案 ..... (40)

漁業基本法案／漁業法の一部を改正する法律案／水産物の価格の安定等に関する法律案 ..... (40)

水産業改良助長法案／沿岸漁業振興法律案／地すべり等防止法の一部を改正する法律案 ..... (40)

農業構造改善事業に関する申し入れ ..... (40)

海運企業の整備に関する臨時措置法案と海運動成対策について ..... (46)

踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案 ..... (47)

政治日誌 ..... (4)

あとがき ..... (51)

一九二四年、日本を訪れた中国革命の父孫文は、神戸で演説し、「日本が西洋霸道の大となるか、東洋王道の牙城となるかは、貴国国民が今後慎重にお考え下さることです」と話した。孫文がわが国政府に、中国革命への協力を要請し、それが拒否されての帰り路、これが孫文の日本で最後の演説であった。



北山政審副会長

それから四十年、わが国は西洋帝国主義の真似を続け、欧米列強と肩を並べ、あるいはこれと競って、大陸に侵略し、アジア諸民族を圧迫した。日露戦争後朝鮮併合は、英米の了解の下に行われた。アメリカの北島に対する支配権を認める代りに、米国は日本の朝鮮における独占権に了解を与えた。第二次日英同盟で英国にはインドインド防衛に協力を約し、英國はわが国の朝鮮における行

動を支持したのである。それから半世紀、池田内閣の日韓会談は、ようやく帝国主義的復活を見た日本が、性懲りもなく再びアメリカの尖兵として大陸進出を企図する危険な道をとろうとしているのである。わが国が、アジアの一員であり、われらがアジア民族の一員であるにも拘らず、開国以来とり続けて来た欧米霸道の路線は、今こそ慎重に反省されるべきときではあるまい。

## アジアの日本

### 北山愛郎

大陸に侵略し、アシア諸民族を圧迫した。日露戦争後朝鮮併合は、英米の了解の下に行われた。アメリカの北島に対する支配権を認める代りに、米国は日本の朝鮮における独占権に了解を与えた。第二次日英同盟で英国にはインドインド防衛に協力を約し、英國はわが国の朝鮮における行

大平洋戦争の試練と教訓はわが国に平和主義と民主主義とをもたらしたが、日本人自身が戦争の反省のなかからもう一つ重要な問題即ち開国以来の西洋霸道の道を立て、アジアの日本に還ることが、忘れられていたのではないか。戦前と戦後を通じて、極東における帝国主義の走狗となってきた、この恥ずべき自らの姿勢を厳しく振り返り、これを正すことをしなければ、日本は永久

に西洋追従の番犬国家となり、世界のこうもり的存在として軽蔑されるであろう。

日本と世界との間に存在するアジアの平和を脅かしている観点に欠けていながら見えてくる。

日本と世界との間に存在するアジアという中間頃をおき忘れることが多い、われわれの平和中立の政策され、諸民族は、独立と建設の途を遙しく前進している。アジアの問題をアジア民族の間で討議し、協力する条件が生じている。

この新しいアジアの情勢に背をむけて、わが国だけが、相変らずアメリカだけが、相変らずアメ

リカの防壁となり、帝国主義の大の役割をつづけていくことは悲しむべき現実といわねばならない。

私は、党の政権構想が検討されようとする今日、外交方針についても改めて慎重に討議し、断乎たる立場を確立し、もつと活々とした肉付けをしなければならないと思う。

そのさい、日本民族が世界の諸勢力のなかで、どのように巧みに泳ぎまわるかということでなしに、世界のなかで、どのような役割を果すかということを明確にしなければならぬと思う。

また、アジアの日本に還るという

度から見て、日本の軍事基地化がア

# 具体化する貧農切り立て政策

## 農業構造改善事業との斗争

農業基本法で農民に幻想をあたえようとした池田内閣は、その後、自由米構想でボロを出し、農民の反撃を受けると、またまた農業構造改善事業で、農村に幻想をばらまこうとしている。昭和三七年度を初年度に、十年間で全国三千百市町村にたいし、一市町村平均一億一千万円の事業費で構造改善をやり、別に三七年度には九二地区のパイロット地域を選んで、一地区七千五百万円の事業費で濃密なパイロット事業を行なうというものが、中味は「構造改善」などとは呼ぶことのできない単なる主産地形成事業にすぎないのである。

### 名ばかりの「構造改善」

「農業構造改善」という言葉は、農林漁業基本問題調査会の答申ではじめて使われ、本来の意味は、わが国農業の零細性を克服し経営規模を拡大することであり、政府の農基法でも構造改善の第一に経営規模の拡大をかかげている。ところが経営規模の拡大（そのためには農用地造成、共同化

の推進がどうしても必要となるを進めることができ、大きな資金を必要とすることから、安上り農政で

農民に幻想を与えることだけを考える池田内閣は、巧みに構造改善の中味をすりかえ、これを適地適作、主産地形成を進める事業にしてしまったのである。そして一市町一億一千万円の事業費といえども聞こえはよいが、補助金はそのうち四千五百円で、初年度は二百地域で実施し、実施市町村は三年計画で第一年度は三割の補助金しか出ない。したがって第一年度の予算はパイロット地区まで含めて四二億九千万円だけである。昭和三六年度で終った新農村建設事業の予算が初年度二八億円で出発したのを考へると、全く新農建の引きつぎにすぎないことは明らかである。

外国の例をみると、オランダは九州位の大きさの小国だが、構造改善事業の国費は年間一八〇億円（日本の四倍半）、そして事業費は全額国費で支弁し、事業完了後に事業費の三割だけを農民が三〇年で返すことになっている。西ドイツでは国と州で五割を補助し、残りは全額融資三年据置

8 · 22

衆院大蔵委、社党の産投会計法改正案撤回動議を否決

▼社会保障制度審議会

（会長、大内兵衛氏）「社会保障制度の

総合調整に関する基本方針」を答申

▼訪ソ経済使節団（団長河合良成氏）フ首相とヤルタで会見 ▼ソ連、ベルリン司

令部廃止を決定

社党中央執、次期党大会を十一月末開催と

きめる（11・27～29九段会館）▼社党

新人議員団「安保会」、中国人民外交学

会（会長、張奚若氏）の招待に応じ国慶

節に参加をきめる

宮沢経企長官、東北電力値上げと東北、

東京両電力の合併を示唆

8 · 23 総評大会（東京）

8 · 24 炭労、石炭政転闖争で第一次上京団五百人出発 ▼建設省、治水五カ年計画など

8 · 25 重点施策を発表

8 · 26 ソ連、ノバヤゼムリヤで核実験（八月い

らい20・22・25日と七回目）

8 · 27 社党、河上委員長「日韓会談」について

緊急質問 ▼重政農相、消費者米価値上

げ十月に諮問と記者会見で語る ▼閣議

次国会に新米典法案の提出をきめる

▼韓

国軍事法延、張勉元總理に終身刑を論告

(無利子)、二〇～二五年償還、年利二分五厘(三分五厘)、年間補助額は二七〇億円(日本は四割補助で残額にたいし近代化資金は八割、公庫融資は五割までしか融資せず、償還十年、年利六分五厘)である。これでみても、日本の場合、政府は本気で構造改善をやろうとしているが、ただ農民に幻想をあたえようとしているだけだということは明白である。

## 積極化する富農層重点主義

いや、幻想だけでなく、さらに危険な意図がその中にかくされている。すなわち、自民党はこの事業を媒介に、中央地方に「農政協議会」をつくり、農村ボスを集めて、僅かばかりの補助金をエサに自民党的選挙地盤を強めようとしている。また、適地適作主産地形形成と称し、畜産、果樹を中心におこなうとしているが、これらにたいする価格支持は全くないにひとしい。そしてさらに、構造改善で生産性向上と選択的拡大に力を入れているという口実で、米麦などの価格支持政策を後退させていくおそれがある(最近政府の米穀管理制度懇談会は再び活動を始めた)。このような価格支持政策の後退の中で、農家自身の借金で生産性向上の競争を強いると、多数の小農や零細農が脱落していくのは必至である。

しかも政府の構造改善事業は、改正農地法にもとづき、農地信託制度による農地等の流動化を進

めることに重点をおき、融資の面でも、例えば、近代化資金の融資対象を農業所得四〇万以上の中庸以上の農家に限るとか、自創資金の対象を転落防止から農地取得資金に重点を切りかえるなど、貧農切りさての方向を強めている。

三六年度の近代化資金貸付対象も八割までが個人であり、協業經營を軽視しており、農林中金は企業的農業への実験融資をはじめるなど、富農層重点主義を積極化しており、まさに、構造改善事業は貧農切りさて政策の具体化という意図がかくされている。

## 前進する社会党のたたかい

わが党は、さきに構造改善にたいする党的能度を明らかにし、(前号掲載)、さらに政府にたいし、構造改善に関する法案を堂々と国会に提案し、本来の目標を内容とすべきであるとの申入れを行なった(本号所収)。次期国会では、この事業の反農民性を追及するとともに、真に農業発展のための構造改善の方向を明示し、その実現のために斗うが、農基法論議の場合と異なり、今は、問題がより具体化し、農民が現実に強い関心をもっているという条件にあるといふ点で、政府の貧農切りさて政策の本質を暴露し、わが党的政策を農村に浸透する絶好の機会である。

(大塚)

9・9	9・8	9・9	9・8	8・30	8・30	8・27
・	・	・	・	31	31	社党、非核武装宣言決議案国会に提出
全電通文館)	参院本会議、産投会計改正案を可決、成	▼首相、社党代議士会の日韓会談即時申				
立▼社党、運動方針起草委を設置	止申入れに面会を断る▼経団連、新產					
第四十一回臨時国会終る	案秩序をめぐり通産省の官民協調懇談会					
自衛隊ナイキ九十一発を横浜港で陸上	方式に批判的見解▼大蔵省、三十八年					
げ、各地で阻止斗争広まる	中に新千円札発行をきめる					
社党、ナイキ導入中止要求声明	緩部運輸相、私鉄値上げ一二・八%程度					
U2機、旧樺太東部を侵犯、社党、和田	(大手十四社平均)と語る▼首相、炭					
国際局長抗議談話「日本にU2機が配置	労代表と会談「石炭調査団答申尊重」と答					
されているかどうか調査せよ」	えた▼防衛庁、第二次防衛力整備五					
社党、日韓反対で日共と共闘せずと表明	カ年計画の第二年度業務計画を決定▼					
社党「農業構造改善事業」について申入	ソ連、核実験抗議に対し日本政府へ回答					
れ▼日韓会談即時打切り要求緊急集会	立▼社党、運動方針起草委を設置					
都政調査会(会長田中二郎東大教授)地	止申入れに面会を断る▼経団連、新產					
方制度(区長公選など)で答申	案秩序をめぐり通産省の官民協調懇談会					
U2機、中国で撃墜さる	方式に批判的見解▼大蔵省、三十八年					

# 社会保障の「新しい段階」

## — 社会保障制度審議会の答申をめぐって —

さる八月二二日、総理府社会保障制度審議会は、内閣総理大臣池田勇人あてに、「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」をおこなつた。

この「答申および勧告」は、昭和二五年一〇月一六日におこなわれた「社会保障制度に関する勧告以来」、もっとも重要な答申であり、勧告である。

なぜならば、まず、第一に経済基調の変化があげられる。二五年の勧告は、ドッヂ安定恐慌で復活の基礎条件を、与えられ、二五年六月に始まつた朝鮮戦争をてこにして、急速な拡大再生産＝資本蓄積にまいしんしようという日本の支配階級＝独占資本の状況のなかでだされたものであった。それに対して、今回の答申および勧告は、設備投資景気が一段落し、むしろ、全般的な過剰生産的傾向を露呈し、しかもそれが慢性化する可能性を多分にもつてている状況のなかでだされたのである。すなわち、二つの勧告のあいだには、深刻な経済基調の変化が横たわっているのである。この

点について、二五年の勧告が、「社会保障の責任は国家にある。国家はこれに対する総合的企画をたて、これを政府および公共団体を通じて民主的能力的に実施しなければならない」と國家の責任を明らかにし、と同時に、「しかしこういう社会保障制度は、それだけでは、その目的を達し得ない。一方において国民経済の繁栄、国民生活の向上がなければならない。」とのべている。すなわち、国民経済の繁栄＝経済成長が社会保障の前提とされているわけである。これに対して、今回の答申では、社会保障は消費需要を喚起し、また景気を調節する等の積極的な経済的効果をもつ。この点からいえば、社会保障は、国の政策として、公共投資および減税の施策とならんと、あるいはそれ以上の意義をもつとしている。すなわち、社会保障の経済「安定」の手段としての面が強調されている。この間の変化は、さきにのべた経済基調の変化を如実に反映しているといつてよい。

第二に、社会保障制度プロパーからいえば、いわば、ゼロから出発した昭和二五年の勧告と、「皆保険、皆年金」が、まがりなりにも成立した

今日との段階的なちがいがあるが、制度が確立していく、最初の総合的な勧告として重要なのである。

この点から、今回の答申の内容を調べてみると、二五年の勧告が、「社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を処出せしめるところの社会保険制度でなければならぬ」とし、「扶助制度は・・・特殊事情の下においては、補完的制度としての機能を持たしむべきである。」としている。これに対して、今回の勧告では、「救貧制度としては社会保険は有力な手段であるが、すでに低所得者にはこれだけでは尽しえない面があり、このひとびとに對しては、保険以外に別の施策を考える必要がある」とし、費用の配分にあたつて、救貧制度公的扶助を、第一順位にしている。そして、「これが日本における社会保険のあたらしい面である」とされている。

そこにはもちろん、「ボーダーライン層に属する国民が多い」という現状認識があるけれども、同時に、われわれは、それが重視されることによつて、健保や交保（それは「黒字」であるという理由で、すでに、改悪の方向さえ考えられている）や年金などの社会保険が、ますます「自前」のものに、政府が変えていく危険性を警戒しなければならない。

それは、今回の勧告が現在実施されている最低賃金＝業者間協定にたいして、あいまいな態度しかとつていないことや、「ブルル制」（いいかえ

れば、資本家と労働者階級のあいだの所得分配ではなく、若干労働条件のいい労働者と労働条件の悪い労働者のあいだの所得分配)の導入が勧告されていることによつても、一層危険性が多い。しかし、いずれにしても、この勧告を契機に、政府や自民党的社会保障政策は、それなりに進められるであろう。それは、貧困者層をむしろ自民党的政治基盤として組織しようとしている政党である。

治情況からも要請されている。賀屋構想は、その一端である。

とするならば、われわれの社会保障政策が從来大きな効果を發揮してきたような、量的な予算要求にのみ力を注ぐならば、政府自民党—総資本のベースにまきこまれてしまうのである。この点からも党は、社会保障の政策的、運動的な党の視点を再確立しようとしているのである。

## 新産業秩序とは何か

通産省から出された新産業秩序構想とは、どのようなものであろうか。この構想は、二つの骨格によつて体系化されている。そのひとつは、「低位集中政策」であり、他の部分は「協調体制論」である。「低位集中政策」というのは、通産省によれば、現在の企業間競争を克服して、経済力の集中をなしとげ、過当競争を少数に集約しようとする政策である。つまり、主要産業の中に、政府が立ち入って、独占企業の合併や中小企業に対する系列支配体制を強化しようというわけである。

政府側からすれば、日本独占資本の寡占体制への移行のためには努力を惜しまないという事である。この「低位集中政策」を最も効果的に実現できる方法として、「構想」は、「協調体制論」を唱えているのである。これによれば、これまでの主要産業における秩序の形成には、大別して三つの方法がとられたが、どれもうまくゆかなかつた。したがつて、業界と金融界と政府の三者の協力体制を作ろうではないか、というわけである。

(註) ①の方法とは、①自主調整 ②投資調整 ③政府の政策による調整

次に、通産省は、「新産業秩序」の具体策として、次のような事項を挙げている。①企業の合併にあたつて、政府が一定の基準を設け、この基準にしたがつて、税制上、金融上の援助をする。

## 新産業体制論と日本産業

### — 日本独占資本の国際競争力をめぐつて —

#### はじめに

十月の九〇%自由化を控えて、政府は、独占資本の国際競争力をはかるために、独占資本との合同、提携を促進する必要を強調、政府みずから税制、資金調達のうえでの援助を行なうと発表した。これまで、独占資本は、各産業にわたつて外国技術の導入による技術革新と系列支配の強化による生産体制の確立を行なつてきたのであるが、そのことは、他方、戦後の日本独占資本の私企業的性格の生産体制を形成し、個別資本どうしの、技術導入競争、設備投資競争、市場シェ

制論々である。

② 企業の提携のためには、政府は進んで国家資金による援助を与える。③ 生産の集中をはかるために、法的に多数のカルテルを認める。

## 国家による経済の統制

政府は、これまでみてきたようなかたちで日本の独占資本の国際競争力をつけ、自由化にそなえようというのであるが、果してこの構想の実現が、国民の利益に合致する新たな産業体制の形成と日本の産業の発展をもたらすものであろうか。

ここには、次の二つの問題がある。

第一に、構想の実現で国家による経済の統制が行なわれる可能性があること。

第二に、日本独占資本の合同、提携といふたてで企業規模の拡大を行なうことで、外国資本の支配から日本産業を獲ることが出来るかどうかという問題である。

まず、第一の問題であるが、政府は、日本産業の国際競争力を養うという場合、その方法として、政府、独占資本、金融資本、三者の協調を唱えている。しかし先の「新産業体制」論の具体策をみれば明らかのように、政府の企業に対する助成措置は、政府の設定した基準に合致したい限り行なわれないことになっている。この基準のたて方によつて、政府官僚が、独占資本の経営に直接圧力を加え、法的措置によつて、日本の経済を統制できるのである。「新産業秩序」の形成によつ

て、政府＝国家が独占資本と結合し、しかも、國家のイニヤチブが独占のうえに確立する可能性をもつて結合するならば、日本の從来にとつて非常に危険な方向である。日本の独占が、後述するよう、国際競争にさいして、自らの技術開発を行なう場合、政府の科学技術施策になればあることは明瞭であり、その結果、生産の軍事化を促進することは予想にかたくない。さらに、この場合、政府によって統制が行なわれるならば、日本の経済は軍事的性格に変化する可能性が十分にある。

## 国際競争力と企業合同・提携

第二の問題として、政府は、独占資本の国際競争力を企業の合同、提携によつて強化しようといふのであるが、その場合、次の問題を考慮していない。

第一に、日本の独占資本の合同、提携は、そのまま生産増大にはつながらないことがある。戦後の独占企業の生産増大の条件は、技術革新と系列支配の強化にあつた。とりわけ、系列支配の強化は、独占資本の成長のカギとなつてゐた。しかし、高度成長政策の強化の過程で、すでに明らかによつて、下請を基礎とする経済の二重構造は、日本経済の矛盾と限界を暴露した。

ところが、政府のもちだした「新産業体制論」は、系列支配の解消を何ら問題とせずに合同、提携を進めようとしているのである。現実に問題と

なる合同、提携は、ひとつの企業系列が他の系列と結びつくことなのであって、結果的に、独占の過酷な系列支配の強化をつくりだすだけである。

したがつて、この系列支配の解消を無視した合同、提携は生産増大の基本的条件とはならないのである。第二の問題として、技術導入がある。現実に問題となつてゐる自由化とは、外国商品の輸入の自由化である。日本の独占は、生産の合理化に際して、先を競つて外国の技術を導入してきたが、自由化に踏み切つたのちの外国技術の導入は、生産合理化には役立つとしても、もはや、国際競争においては何の役にも立たない。したがつて、日本の自主的技術開発が、国際競争力のための決定的条件になつてくるのである。

相変わらず、外国の技術に依存して国内での過当競争を深めるならば、日本の産業は、外国の特許技術による新製品の流入のまゝに崩れ、日本独占資本は、国際独占資本の系列支配下にひきずり下されるだけである。日本の産業の国際競争力の前提は、技術の自主開発であり、基本的条件となるのは、系列支配構造の解消である。

政府は、次期、通常国会に、企業合同、提携のための独禁法緩和を行なおうとしているが日本社会党は、國家と独占の結合による新たな支配体制である「新産業体制」に反対し、独禁政策の強化と日本産業の平和経済へのきりかえのために闘うものである。

# 第四十一臨時国会をかえりみて

## — 政府の国会軽視めだつ —

第四十一臨時国会は、八月四日から三十日間の会期を終え、三日閉幕した。この国会は、国会法

第三条の二の規定により参議院の半数改選に伴う参議院の構成を行なうため召集しなければならない国会であった。しかし同時に参議院選挙後最初の国会であり、内外の重要な問題が山積している折から、選挙中の公約をどう履行するかを国会の場を通じて国民の前に明らかにしなければならない重大な責務を負っていた。すなわち、物価、貿易自由化、不況対策等の経済問題をはじめ外交問題では日韓会談、在日米軍や第七艦隊の出動について政府のとった態度などアジアの緊張激化に対する国民の不安の解消、さらに非核武装宣言、沖縄問題等、国内政治の面では九州の集中豪雨による被害対策、選挙中その構想を明らかにした大学管理制度改正など教育問題、ILO条約の批准、公務員給与、失対事業打切り、不当に高い住民税問題等、選挙中、社会党が自民党に対する公開質問状の中で明らかにした外交、内政全般にわたる重要な問題にたいし具体的な内容を示すのが当

然の筋道であった。

### 政府の態度

こうした国民の要求にたいし、政府はなんら積極的な取り組みを示そうとせず、この国会をたんに参議院の構成と前国会での未成立法案のあとしまつだけにかぎろうとし、前国会で流れた産投会計法改正さえ通れば、外交、内政全般にわたる重要な問題は、極力これをほおむりで通そうとした。とくに池田内閣の経済政策の失敗と内閣改造をめぐって表面化した派閥抗争の激化と与党内の不統一により、弱体内閣の国会のりきりに自信がもてなかつたことから、産業投資特別会計法改正を除き、目ぼしい法案は、ほとんど提出できなかつた。しかも、国会の論戦を通じて、改造内閣の新施策になにひとつ積極的な内容少くともその決意の断結すらをも見出すことができなかつた。八日行なわれた首相の所信表明にしても、漠とした「人づくり、国づくり」を強調したにとどまり、むしろ最近の自民党的教育問題等を中心とする右寄り政策の危機を深めさせた。かんじんの物価を

対策、選挙中総理自ら強調した大学管理制度の改正なども、その内容は全然具体的にされなかつた。これではなんのために内閣改造を行なつたのか、その意味がわからない。社会党の強く主張した日韓交渉の即時中止、非核武装宣言、自由化延期、ILO条約批准等について、政府は、誠意をもってその方向を明らかにすることさえもさけようとした。しかも、さらに重大なことは、国会に対する政府自らの政治の姿勢についてである。昨年一月、江田書記長が参議院本会議の代表質問のなかで、総理にたいし、韓国政権へ長期借款を与えるかどうかを質した。これにたいし総理は、借款は考えていないと答えていた。ところが、この総理の明言にもかかわらず第六次予備接渉にだされた政府案には、長期借款はもちろん無償供与まで含めていることを報道機関は一齊に報じ、これを追及した河上委員長の緊急質問にたいし「無償援助とか借款とかにつきましては、まだはつきりここで申しあげる段階に至っておりません」とひたすら事実をおしゃくそうとつとめている。さらに、本年五月（通常国会）衆議院外務委員会において河上委員長が、非核武装宣言を行なう決意があるかと、質したのにたいし、総理は、非核武装宣言を行なうにやぶさかではない、と答えている。そこで、そのあと行なわれた参議院選挙において、社会党から、それなら自社共同の選挙公約にしようという提案を行なつたのにたいし、それを拒否しただけでなく、今国会においても言を

左右にして、これを拒否してしまった。これをお及する河上委員長に答えた総理は「私は、非核武装宣言についてやぶさかではないけれども、今の場合はこういたしますと非核武装宣言に反対のようなことを申しのべていることが分つてもらえると思う」と答弁にならない詭弁を弄している。

総理の国会における発言と、その後の政府の行動とがこんなにも違つてしまふのでは、一体国会の権威、政府の威信はどこにあるだらうか。政府自らが国会を軽視し、国民に背信行為を行なうことによつて、議会政治にたいする国民の不信の念を助長するような傾向をとることが果して許されてよいであらうか。

また、前国会で党と党の間、国会の場での附帯決議等で、その前進的解決を約束した事柄、たとえば国会正常化の申合せ、防衛局設置法改正をめぐる附帯決議などが、与党の党内不一致と弱体執行部の統制力のなさから、約束を破棄し、不信行為をあえてしたことは、今後の円滑な国会運営の上に暗いかげを残した。

### 社会党の闘い

池田内閣の失政と内閣改造により表面化した派閥抗争の激化によって、池田内閣の基盤は急速に弱まっており、この国会を内閣打倒の足場として効果的にたたかう、という立場から、一ヶ月以上の会期、首相の所信表明、予算委員会の開会、集中豪雨対策をはじめとする補正予算の提出を強く要求し、内外の重要な問題を

徹底的に追及する方針でのぞんだ。

これらの方針にたつてたたかわれた社会党の国会活動は、(1)短い会期にもかかわらず参議院の構成と前国会のあとしまつにかぎらうとした政府、自民党的消極性、にげこしを破り外交と国内政治全般にわたつて政府を追及し大きな成果をあげた。(2)その結果、経済政策の失敗と弱体内閣の無策のしわよせを労働者、農漁民、中小企業者におしつけようとする政府の政策の矛盾を明らかにし、次期臨時国会、通常国会に向けてのたたかいをはりおこすことができた。(3)国会正常化の立場から懸案になつてゐる国会役員の議席数比例配分についても、通常国会での実現の申合わせを行なつた。(4)しかし同時に、その不当性と違法を追及した産投会計法改正を成立させ、国民の悲願である非核武装宣言決議やILLO条約の批准を強く要求したにもかかわらず、政府自民党的頑迷な態度により実現させえなかつたことはいかんであった。

第一に、政府の危険な外交をめぐるたたかいにおいては、とくに各階層の広汎な反対運動を無視し、国民の目をかすめて妥結を急ごうとしている日韓会談にたいしては、河上委員長の衆院本会議における緊急質問をはじめ代議士会の日決会談即時打切り韓議に基づく総理への抗議行動等によつて、その危険性と問題の所在を国民の前にうきぼりにし、会談反対の気運をもりあげた。今国会の焦点といわれた産業投資特別会計法改正につい

ては、衆・参大蔵委員会を中心いて、その不当性と違法をあらゆる角度から追及した。(1)前国会で成立した「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」は、ガリオア・エロア援助を債務とみなしてアメリカ合衆国に返還することとしているが、ガリオア・エロア援助は債務とみなすことはできない。

(2)また、この法律案が、右の債務を産投会計の負担とすることは、この会計の設置目的および特別会計についての財政法の規定に違反している。以上の立場から衆院大蔵委員会において産投会計法改正案の撤回を求める動議を提出し対決した。また、選挙中問題になつた非核武装宣言について

は、世界でただ一つの非武装憲法をもち、かつ世界でただ一つの原水爆被害国である日本国民の高い義務として(1)日本は一部の核兵器を永久に保持しない(2)いかなる国によると問わず、一部の核兵器を日本に持ちこむことを許さない、ことを宣言する決議案を提出し、ねばり強くその実現に努力した。しかし、政府、与党はそれになんら積極的な姿勢を示さず、それらの国民の悲願をあざわらうように国会終了後ナイキアジャックスの国内導入さえあえましたのである。その他、予算委員会を中心とりあげた沖縄新政策の問題や日米加漁業条約の不平等性をとりあげ、その解決をせまつた。

第二に、国内政治において、貿易自由化や物価政策、石炭、金属をはじめとする不況政策など、

経済問題の追及によつて政府の態度がいかにあやふやなものかを明らかにした。

とくに政府の高度成長政策の失敗が明らかとなつた今日、経済政策の根本的な転換を求める、その上にたって、中小企業、石炭、金属等危機産業の危機打開策、十月から九〇%の貿易自由化の大延期、日中日ソ貿易拡大による貿易構造の変更、アメリカの輸入制限撤廃、農畜産物の価格、流通改善等を強く要求した。とくに、政府の明確な物価抑制策の提出を迫り、公共料金の値上げ政策を追及した。さらに、九州、北海道の集中豪雨による被害対策の具体的な実現と国土を守るために政府がたいまんであったことを追及し、党独自の災害対策立法（ぼた山崩壊防止法案、集中豪雨被害者援護特別措置法案をはじめ八法案）を提出し、ただちに抜本的解決のための補正予算を提出することを要求し、公務員給与大幅引上げのたたかいとともに次期国会への足がかりをつくった。また、低所得層の生活を圧迫している住民税の負担軽減に関する臨時措置法案を提出し、具体的に対決した。さらに国鉄、全国税などにたいする不当弾圧にたいし、党調査団を派遣し真相の糾明にあたることとも、その分裂政策、弾圧政策をきびしく追及した。

第三に、法律案をめぐるたたかいについては、産業投資特別合計法改正、漁業法改正など政府提出立法十一件が成立し、環境衛生関係営業の運営の適正化法改正など議員立法四件、計十五法律が成立し、ほかに条約四件を承認した。その結果、産投会計改正、漁業法改正、水協法改正など与党の多数決に破れたが、地方公務員共済組合法については、運営の民主化、組合員の既得権の尊重等の観点からこれを修正させ、漁業法改正、水協法改正、激じん災財政援助法など七法律に党の立場をもりこんだ附帯決議を付させた。旧地主への特別融資のための国民金融公庫法改正案、農林省設置法改正案などの反動立法は継続審議に持ちこみ（継続は合計四十五件）、電波法改正案、船舶職員法改正案、海運企業整備臨時措置法案など十法案を案廃においてこむことができた。

第四に、通常国会において「申合せ」を行つた任は与野党でもつ、(2)副議長は野党第一党である社会党へ、(3)国会役員は議席数に比例して配分する、の三原則に基づき、前国会での申合せの実現を要求した。その結果、副議長はこれなかつたが、参議院における五常任委員長を獲得することができ、次期国会において三原則を実現する申合せをとりつけた。

第五に、これらの問題を解決するため、当然、通常国会をまたず、再度臨時国会を開くことを強く要求している。しかし、政府は、国会の終了をまっていたかのように、危険な政策を露骨に推進しようとしている。日韓会談を軸とする秘密外交の推進、消費者米価・電力料金・私鉄運賃等公共料金の値上げ、憲法調査会の答申をうけいれるた

めの憲法局の設置、政暴法の再提出、米典法の制定など国民の目をかすめて、ひたすら反動化の道を急いでいる。

われわれは、今後の日韓会談反対運動をはじめ、非核武装を決議させる運動、石炭、金属の政転闘争、自由化合理化に対する運動、失対打切り反対運動、予算要求運動等、院外の国民運動をもりあげ、次の臨時国会から通常国会へかけての本格的な池田内閣打倒の運動に邁進しなければならぬ。

#### たたかひの反省

第四十一臨時国会のたたかひは、このように大きな成果をあげながらも、なお多くの欠陥と反省すべき点をもつてゐる。

第一に、経済的危機を背景に、弱体内閣の混乱と動搖にもかかわらず、内閣打倒へ追いこむことができなかつた。日韓会談に集中的に表現された内閣の秘密主義、あるいは物価対策、自由化対策の無定見、大学管理制度改革の不明確さを追及し、内閣を動搖させながらもなおそれを撤底的に追いかけていく迫力にかけていた。全体的に消極ムードの中で鬨いの焦点がぼやけていたことも反省しなければならない。

第二に、院内外の緊密な結びつきによる運動のもりあげが不足していた。日韓問題、原水禁問題においても、たんに共産党との関係によるマイナス面だけではなく、それを克服して、積極的に運動をもりあげるかまえにかけていた点を指摘しなけ

ればならない。

第三に、議会における政策活動は、多くの成果を収め、その政治的影響力はまことに大きくなっているにもかかわらず、政策活動への取り組みは、これで充分だということはできない。(1)予算委員会のたたかい方、各委員会での追及における政策内容の研究不足。(2)委員会相互の連携行動、いかえればチームワーク、あるいは音をたてるテクニックのまざさ。(3)衆参両院の有機的な結びつきにおける若干の危惧、等国対の姿勢そのものをもこの際冷静にふりかえってみる必要がある。

第四に、党の指導性の強化、とくに組合とか外かく団体との接渉のあり方、利害の衝突する諸団体の要求の調整等、複雑な内容をもつた諸情勢に適確に敏速にこたえていく体制をつくりあげねばならない。

最後に、とくに注意しなければならないことは、政府、自民党の政治の姿勢についてである。

## 特集 / 2

### 日韓会談の経緯が示すもの 狙いはアジアの反共戦線強化

日韓会談は過去十一年來の懸案である。

この八月より第六次会談の予備折衝が行なわれ、

日韓会談の端緒は、一九五一年十二月二十六日から開始された予備会談であった。当時、日本は連合国軍総司令部(GHQ)のあっせんで李承晩政府との間に日韓会談を開始した。会談は日本と韓国との間に国交を樹立するために、  
(1)基本関係  
(2)財産請求権  
(3)漁業および李ライン  
(4)在日朝鮮人の法的地位および待遇  
(5)船舶所属

以上の五項目を議題とした。その後の日韓会談も、この五項目を中心にするめられた。

一九五二年二月から四月まで、第一次会談の全面会談が開かれた。しかし主として財産請求権問題、漁業および李ライン問題をめぐって双方の意見が対立し、不調に終った。

当時の情勢としては、一九五〇年六月に朝鮮戦争が勃発している。極東における過度の緊張のなかに、日本の再軍備が警察予備隊の誕生をもつて

すなわち、政治の中心が国会からずれ、重要問題は国会の論議ができるかぎりさて、国民の目にふれないところでひそかに推進していこうとする傾向である。これらは、日韓交渉に象徴的に表現されている。これは政府自らが国会を軽視し、国民の議会政治に対する信頼積極的に崩そうとする行動である。われわれは、これをはねかえし、議

会政治を正しい姿にとりもどす重大な責務を負うている。

日韓会談は、いままで以上に妥結への気運がありあがつておらず、新たな局面をむかえたといえる。この機会に、過去の日韓会談の経緯をふりかえりつつ、今日の事態を検討することも無駄ではないだろう。

### 第一回会談

はじまつた。つづいて一九五一年九月、サンフラン

ソシスコの平和条約と、日米安保条約が締結され

た。このような情勢のなかで、アメリカの指導の

もとに日韓会談の端緒が開かれたのである。以降

今までの日韓会談は、たえずアメリカのあつせ

ん、指導のもとに行なわれている。

しかし、全面会談にさきだつて、一九五二年一

月、韓国側は一方的に李ラインを設定した。そし

て全面会談は韓国側の強硬態度によつて、はじめ

から妥結の見込は全くなかつた。

は決裂した。

第三次会談決裂以後、日韓関係は悪化し、日本

漁船の拿捕ならびに漁船員の抑留を強化した。

(詐) 一九五三年十月十五日の財産請求権分科委員会

で、日本側代表久保田貫一郎氏が発言したもので、

韓国側が非難するのはつぎの五項目である。

(1) 対日平和条約締結以前に朝鮮が独立したことは国際法違反である。

(2) 終戦後朝鮮日本人が全部引揚げさせられたことは国際法違反である。

(3) 財産請求権についての韓国側の主張は国際法違反である。

(4) カイロ宣言の「朝鮮人民の奴隸状態に留意し……」

というのは、連合国が興奮状態のうちに書いたものである。

(5) 日本の朝鮮統治は朝鮮人に恩恵を与えた。

こうして、第一次会談以後、くりかえされた日韓交渉も、ついに妥結をみるにいたらなかつた。

しかし、この背景をふりかえてみると、日韓会談を通じて、一方では李承晩が国内における自ら

の獨裁権力を維持するために、対日強硬外交を利用したともみられる。他方、日本にとっては、李

ラインをめぐる紛争が、日本の再軍備への素朴な

国民感情を刺激したことと事実であり、これをア

メリカ側が適度に利用したともみられる。

いざれにしても、日韓会談が、アメリカの指導

のもと、その極東における反共戦略の一環として、繰返し開催されたことは明らかである。そし

第二次会談にひきつづき、同年十月六日から同月二十一日まで、第三次全面会談がもたれた。しかし会談中、いわゆる「久保田発言」(注)をめぐって、韓国側が硬化し、それを契機として会談

## 第三次会议

て結果において、日韓会談のたびかさなる決裂を

通じて、李承晩政府がテコ入れされ、日本の再軍備促進政策が遂行されたことも事実であった。

## 抑留者釈放と日韓会談再開の交渉

久保田発言を契機に、第三次日韓会談が決裂して以来、日韓両国間において容易に正式会談を開ける機運が生まれなかつた。しかし一方では、韓国側による日本漁船の拿捕、漁船員の抑留が頻繁に発生した。

一九五六年四月二日、当時の重光外相と在京韓国代表部金公使との間で、とりあえず、両国間の諸懸案の解決と切りはなしあくまで人道上の問題として、抑留日本人漁船員と大村、浜松の外国人

収容所の韓国人刑余者の相互釈放を行なうことになり、原則的な了解が一応成立した。

一九五六六年十月以降、右の重光金了解の線にそつて、釈放問題の交渉妥結をはかつたが、韓国側が新たに、久保田発言の撤回、日本側の対韓請求権の放棄等を明確にすることを附帯条件として要求してきたために交渉は難航した。

しかし、同年十二月初旬に、赤十字国際委員は、同年十月の第十九回国際赤十字總会が採択した「家族再開に関する決議」の線にそい、日韓両国政府に対し、抑留者の相互釈放を勧告してきた。韓国政府はこれを正式に拒否したと伝えられた。

るが、十二月下旬から、一举に交渉妥結へと動いた。

た。

十一月三十一日、ようやく、相互釈放および全面会談再会に関する取極文書が調印された後、一九五六年三月以来、幾多の曲折をへた後、二十二ヶ月ぶりに妥結をみた。

右取極文書において、つぎの事項が決定された

(1) 抑留者の相互釈放

(2) 一九五八年三月一日から日韓全面会談の再開

(3) 久保田発言の撤回

(4) 日本側の在韓日本財産に対する請求権の撤回

#### (4) 在日韓人の法的地位に関する委員会

以上各種の委員会を設けることに意見の一致を

み、実質討議に入ることになった。

しかし、漁業および「平和ライン」委員会は日本側の督促にもかかわらず、韓国側のサボタージュによって開催されず、他の委員会も実質的討議に入れなかつた。

この会談中、日本政府が人道上の見地から、大村収容所に収容されていた北朝鮮帰国希望者二十五名を仮放免することを決定したことから、韓国側はこれを不満として八月十八日以後、会談は事実上中絶状態に陥つた。

その後、了解工作が成功し、十月一日から再開されたが、委員会の討議は併行したまま、年末年始の自然休会に入った。

一九五九年二月十三日、日本政府が在日朝鮮人の北朝鮮帰還を決定したことから、韓国側は、またも態度を硬化し、北朝鮮帰還決定を放棄しない限り、会談再開に応じないことを申入れてきた。ついで、通商関係を中断する措置に出で、日韓両国間の空気は一時険悪化した。

日韓会談も事実上、中絶の状態にあつた。翌一

九六〇年に入つてからは、韓国側の経済状態の極度の悪化を反映して、韓国側は日本が韓国米三万トンを買付けることを条件に、貿易を再開し、あわせて抑留者の相互釈放、送還を行なうことに同意した。

かくして、一九六〇年四月から、第四次会談が再開されることになったが、李承晩政権の瓦壊によつて、この会談は四月十五日の一回だけで、またもや中絶してしまつた。

この第四次日韓会談の中期以降から、日韓会談をめぐる情勢は、それ以前とかなり対象的な変転をとげていた。

八月十二日、会談が再開され、十一月までに四

回の本会議が開かれ、これと併行して、各種委員会も開かれたが、依然として実質的討議に入れなかつた。

一方、八月十三日、北朝鮮帰還協定がカルカッタにおいて日朝両赤十字代表間で調印され、十二月二十四日から北朝鮮帰還が始まつた。

韓国側は、十四日の第一船新潟出港を前に、十二月二日、日本政府に対し「日韓全面会談で在日朝鮮人問題が解決しないうちに日本側が北朝鮮帰還を

一方的に実施することは不当である」と抗議し、

その後在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題が進展するに伴つて、韓国側による日本漁船の不法拿捕事件が増加した。

この後、北朝鮮帰還を直ちに停止するように提案してきた

第四次日韓全面会談は

(1) 基本関係委員会

(2) 一国請求権委員会、この下に

(1) 請求権小委員会、(2) 船舶小委員会

(3) 漁業および「平和ライン」委員会

#### 第四次会談

韓国の李承晩政権は、経済的困難と政治的腐敗のために完全に行詰まり、反動的な強圧政策によって、辛うじてその政権を維持していた。

他方、日本では、日米新時代を標ぼうして、新安保体制の確立が急がれていた。

「目前の諸懸案の解決もさることながら、三十八度線を鴨緑江の外に押しかえさねば、先祖に対して申訳がない。これは日本外交の任務である」

これは当時の日韓会談日本側首席代表、沢田廉三氏の発言である。この発言は、日韓会談にのぞむ日本政府の考え方、最も端的に表明するものであり、今日もなお、この考えが交渉の底流となっている。

ここにおいて、日本と韓国とは、日韓会談におけるその主導的な地位を入れ替えていたのである。韓国における政変という緊迫事態に対処し、アメリカは極東戦略体制を補強する観点から、日韓の調整を急いでいた。中止された当時のアイゼンハワー米大統領の極東訪問計画が、当初は日本と韓国だけに限られていたことも、その間の事情を如実に物語るものであった。

## 第五次会談

一九六〇年四月、李承晩政権がたおれ、その後許政暫定政権に代って八月、張勉政権が発足してから、日韓関係の改善を求める機運が、日韓両国政府双方から急速に増大してきた。同年九月はじ

め、戦後初の公式親善使節として小坂外相が韓国を訪問した。

これを契機に四月以降中断されていた日韓会談が再開される運びとなり、十月二十五日から第五次全面会談の予備会談が開かれた。

こんごの会談は、従前にならい、つぎの委員会を設けて推進することになった。

### (1) 基本関係委員会

### (2) 韓国請求権委員会

この下に(1)一般請求権小委員会、(2)船舶小委員会、(3)文化財小委員会をおく

### (3) 漁業および「平和ライン」委員会

### (4) 在日韓国人の法的地位に関する委員会

各種委員会において、それぞれ会談が進められたが、その過程において、二月三日、韓国民議院は対日関係決議を採択し、「平和ライン」の厳守尊重をふくむ対日復興四原則を決定した。

そこで、日本側は、「平和ライン」にからむ漁業問題の話合いが行なわれない限り、請求権およびその他の懸案について話合いを行なうことは困難である立場を明らかにした。

韓国側も、従来の反日政策をとて、対日接近策をうち出し、日本による経済支配を警戒する国内世論に抗して、日本からの投資を受け入れための外資法の改正を準備し、また、小坂外相の訪韓について、日本からの経済視察団の招たいまでも企図したのである。しかしながら、韓国における反日機運は強く、そのため、経済視察団の訪韓計画は中止となり、また、韓国民議院は、一部懸案に各種委員会の会談が行なわれた。

その後、会談の焦点をなす一般請求権と漁業および「平和ライン」の両問題について、実質的討議に入ることに原則的な意見の一一致をみ、再び一般請求権問題について、韓国側より八項目にわたる「韓国の対日請求要綱」が提出されたのはこの時期である。

かくして、意見の対立はあっても、今までの日韓会談とちがって、各種委員会ともかなり内容にわたって、会談がすすめられた。

しかしながら、この第五次会談も、五月十六日に発生したクーデターのため、再び中断のやむなきにいたった。

この第五次会談をめぐる情勢は、第四次会談の中期以降における情勢の変化を、さらに一層発展させたものであった。この間、李承晩政権の瓦解、許政暫定政権から張勉政権の誕生と、韓国の政情はいちじるしい変化をとげた。そして、日韓関係も、韓国の経済危機、アメリカのドル防衛措置にともなう海外援助政策の手直し、日本の独占

資本の経済進出の野望が交錯しあい、全体としてアメリカの極東戦略に統轄されながら、急速に国交正常化へと、大きく打開の方向へ押しすすめられるようになつた。

韓国側も、従来の反日政策をとて、対日接近策をうち出し、日本による経済支配を警戒する国内世論に抗して、日本からの投資を受け入れための外資法の改正を準備し、また、小坂外相の訪韓について、日本からの経済視察団の招たいまでも企図したのである。しかしながら、韓国における反日機運は強く、そのため、経済視察団の訪韓計画は中止となり、また、韓国民議院は、一部懸案のタナ上げによる早急な国交の樹立、正式国交の開始前の日本資本の導入のいずれにも反対し、政府の対日接近策をけん制する決議を採択した。

いずれにしても、一九六一年九月に第五次日韓会談の全面会談、十月に国交正常化という日程について合意までできてきたといわれ、経済危機から政治危機に発展しつつある韓国に対し、日本からの強力なテコ入れが、日韓会談妥結の中心課題になってきたのである。

## 第六次会談

クーデターの結果成立した軍部政権は、七月に議長から、朴議長の手に移った。

七月四日には、崔徳新大使を団長とする韓国政府の東南アジア訪問親善使節団が来日し、朴議長の親書を池田首相に手交した。それには、新政権が、過去のいかなる政権よりも日韓国交の早期打開に誠意をもって、積極的に努力する旨の決意が表明されてあつた。

その後、日韓両国政府の代表の相互往復が活発になり、五ヶ月ぶりに十月二十日、第六次日韓全面会談が再開される運びとなつた。

これと前後して、六月の池田ケネディ会談の基本路線がひかれ、その路線にそつて、池・朴会談（十一月）、ケネディ・朴会談（十一月）、池田・ラスク米国務長官会談（十一月）、ラスク・朴会談（十一月）など日・米・韓三国の政府首脳による一連の会談が行なわれた。

会談は第五次会談と同様の各種委員会を構成して行なうこととなり、全体として、かつてない友

好的な雰囲気のもとに進行した。そして十一月五日には、逮捕抑留されていた日本漁船の全員が釈放された。  
こうして会談は順調に経過した。その結果、かねて韓国側が希望してきた高級レベルでの会談開催の機が熟してきたと判断され、一九六二年三月十二日より十七日まで、東京において小坂・崔徳新両外相会談が開催された。

この外相会談の期間中に、アメリカの大統領特別顧問ボーアルズやハリマン国務次官補も来日し、それぞれ池首相、小坂とも会談を行なっている。

小坂・崔外相会談では主として韓国の対日請求権問題が取りあげられたが、双方の見解が余りにも大きく食いちがつていたために、ついに一致をみるにいたらなかつた。しかし一方では漁業協定締結の交渉を急ぐことに意見の一一致をみ、一応この会談再開への手がかりが残された。

その後、参議院選挙など日本側の国内事情によって、会談は一時冷却期間を設けることになつたが、八月二十一日からふたたび第六次日韓全面会談の予備折衝が開始された。

この予備折衝においても、小坂・崔外相会談と同じく、冒頭から請求権問題を中心討議が行なわれた。

請求権に關し、これまで日本側の七千万ドルと韓国側の七億ドルとが大きく対立して、交渉が行なっていた。そこで、今回の予備折衝では、日本側は從来の請求権処理方式を取止め、それらを一

括し、無償および有償の供与方式をとつた。そしてそれぞれ一億五千万ドルづつ合計三億ドルを韓国側に提示した。韓国側は有償を排し、請求権および無償供与の線で六億ドル要求しているが、こんごの折衝の焦点は無償供与の金額にしほられてきた。

# 日韓会談を即時中止せよ

日本社会党中央執行委員長 河上丈太郎

## 日韓会談は戦争の危機を招く

それゆえにわが社会党は、南北両鮮に

まして、日韓会談を代表いたし  
まして、日韓会談に関する自  
重要なる諸点について若干の質問をいた  
した。

質問の第一点は、日韓会談に対する自  
民党政府の基本的態度についてであります。  
現在、朝鮮は三十八度線によって南北  
に分割されており、かつてはこの南北両  
朝鮮の間に戦争の砲火さえ交えられたの  
であります。これは、米ソ二大陣営の間  
の冷たい戦争の結果であり、朝鮮民族の  
間から出たものではなかったことであ  
ります。朝鮮民族としてはあくまで平和の  
うちに統一することが南北に共通した悲  
願であることは、多くの事実によつて明  
らかにされておるのであります。四十年  
にわたる植民地統治によつて、朝鮮民族  
に多大の迷惑をかけた日本としては、こ  
の統一の悲願を尊重し、これが一日も早  
く実現することを願わざるを得ないので  
ある。統一が困難であることは私ども百  
も承知しておりますが、それだけにな  
お、いささかでも統一をじやまするよう  
な行動を日本がとらないようにすること  
が、現在最も大切なことであると思う  
であります。

政府ができたあとにこれと行なうことを  
以前から主張しておつたのであります。  
この社会党の主張が最も現実的なもので  
あることは、これから私が述べるところ  
によつて明らかであろうと思ひます。  
ところが、自民党政府がやつておられ  
ることを見ますと、ちょうどこれと正  
反対の方向に向かつて進んでいるとしか  
見えないのであります。四年前、当時の  
日韓会談の日本政府の代表者であつた沢  
田廉三君が、三十八度線を鶴綠江の外に  
押し返さねば祖先に対し申しわけない、  
と公言いたしましたが、この言葉ほど、  
日韓会談の眞のねらいをあけすけに告白  
したものはないと言つても過言ではない  
と思うのであります。

現在、韓国と日本とはアメリカと、北  
朝鮮はソ連、中国とそれぞれ軍事同盟を  
結んでおり、従つて、この軍事同盟の網  
の目の中で、三十八度線を鶴綠港に押し  
返すようなことをすれば、それはほんと  
うに日本自身の破滅を招くことは火を見  
るよりも明らかでございます、このよう  
な危険な内容を持つ日韓会談に対しても  
社会党が一貫して反対を表明し、その即  
時打ち切りを要求していることは当然で  
ある。

## 国交は統一された朝鮮と

自民党政府は、日韓会談を正常化する  
ために、韓国政府が唯一の合法政府であ  
ると強弁し続け、クーデター後成立した  
軍事独裁政権をも、そのいうところの自  
由陣営の一員に数えて、これを援助する  
態度を明らかにしておるのであります。  
しかしながら、自民党政府がその主張の  
根拠とする一九四九年の国連決議を見て  
も、韓国が全朝鮮を支配する権限を持つ  
唯一の政府などとはどこにも書いてない  
のである。

ましていわんや、クーデターで成立し  
た軍事独裁政権は、この決議にいう、選  
挙民の自由意思の有効な表現である政府  
という規定を根底からくつがえたもの  
といわざるを得ない。また、さきの国連  
総会においても、朝鮮問題討議のために  
北鮮政府を招く決議が成立しており、朝  
鮮問題を論ずる場合に北鮮の存在を無視  
することができないことは、すでに世界  
の常識となつておるのであります。この  
ような情勢にもかかわらず、韓国政府の  
みを唯一の合法政府と認め、好んで火中  
のクリを拾うという冒險をあえてする理

由は、一体どこにあるのでありますよ

う

か。

## 国民の血税を無駄にするな

日韓会談の最大の問題点は、請求権であるとよくいわれておりますが、この問題において日韓会談の非合理性が最もよく現われておるのであります。日韓会談の当面の相手である韓国の政権は、日本政府みずからも認めておるように、三十八度線以北にはその統治権が及んでおりません。しかも北鮮政府は日韓会談に反対し、その一切の取りきめを承認しないという態度を明らかにしておるのであります。すると、われわれが韓国に対して支払う金は将来朝鮮に統一政府が成立した場合には、全く意味がなくなってしまうのではないかと思うのであります。わが国はこの点について、白紙から再びやり直さなければならないわけであります。

分割されている國の一方の政府に金を支払うことがどんに無意味なものであるかについては、われわれは、すでに南ベトナムに対する賠償の支払いにおいて、いやというほど痛感しておるのであります。御承知の通り、南ベトナムに対して二百億円の賠償を支払うことについては初め日本政府の部内においてさえ反対の声があつたが、それにもかかわらず、当

時の岸内閣は、社会党の鋭い反対を押し切つて、無理やりに賠償協定を成立せしめたのであります。ところが、それから三年を経た今日、どうなつたかといえば南ベトナムにおける反政府軍の勢力はますます強くなり、南ベトナム政府は、アメリカ軍の援助のもとにサイゴン市においてのみ辛うじてその支配を続けておるというあります。おまけに北ベトナム政府は、この賠償の支払いは、北ベトナムに対する非友好的行為であり、断じて認めることができないと宣言しておるのであります。

国民の血税の中から一方の政府に金を支払いながら他方の政府から非友好的と非難され、しかも、支払った相手の政府が国民からはほとんど支持されていない腐敗した独裁政権で、つぎ込んだ金は成りを上げないと、一体何のたまごをきまして、わが黨の江田書記長が総理に対し行なった代表質問の中で、韓国政権に対し長期の借款を与えるかどうかと聞いておられます。これに對し総理は、韓国への借款は考えていないと答えております。ところが、最近は新聞報道によれば、自民党政府は、韓

甘い汁を吸うというような結果に終わらうとしておるのであります。  
韓国の経済情勢が著しく悪く、民衆の生活水準が低いことは、現在の軍事独裁政権さえ認めざるを得ない事実であります。しかも、このような状態に対する不満から、南北統一への欲求が高まることがあります。おそれて、独裁政権は南北統一を唱えた新聞社の幹部を死刑にし、また、一切の政党や学生運動組織を解散し、その幹部を獄に投じ、独裁政権を支持する御用論しか許さないあります。

このような言論の自由の圧迫は、逆に北ベトナム政府は、この賠償の支払いは、北ベトナムに対する非友好的行為であり、断じて認めることができないと宣言しておるのであります。

国民の血税の中から一方の政府に金を支払いながら他方の政府から非友好的と非難され、しかも、支払った相手の政府が国民からほとんど支持されていない腐敗した独裁政権で、つぎ込んだ金は成りを上げないと、一体何のための日韓交渉かといわざるを得ないのであります。

### 国会無視する首相の行動

昨年の一月三十一日、参議院の本会議におきまして、わが黨の江田書記長が総理に対し行なった代表質問の中で、韓

国政権に対し長期の借款を与えるかどうかと聞いておられます。これに對し総理は、韓国への借款は考えていないと答えております。ところが、最近は新聞報道によれば、自民党政府は、韓

国側に対し三億ドル、円に直せば一千八百億円の案を示し、その中で借款はもちろん、一部無償供与まで含めているとのことです。もしこれが事実とするならば、これほど総理の国会における発言と違つておることはないのであって、国会を軽視する行動ではないかと私は心配をするのであります。

少し私事にわたりますけれども、本年の五月通常国会の外務委員会におきまして、私が非核武装宣言を行なう決意があるかと総理にお尋ねしたのに対し、総理は、非核武装宣言を行なうにぶやさかでないと答えたのであります。ところが、そのあと参議院選挙において社会党が非核武装宣言を自民、社会両党の共同の選挙公約にしようと提案したのに對し、これを拒否し、今回の国会においてもまたこれを拒否しておられる。一国の総理が国会において発言したことが、その後の政府の行動によって否定されるというのでは、一体国会の権威、政府の威信はどうあるのでありますか。私は、池田総理みずからが、その行動によって、議会政治に対する国民の不信の念を助長するような傾向を示すことを遺憾に思うものであります。

四十年にわたる植民地統治に責任のある日本として、何らかの援助を行なうことに對しては、社会党も反対するもので

はございません、しかし、それは朝鮮統一後の政府に對して行なうべきものであります。

そこで、私は總理にお尋ねいたしました。

第一は、南北両鮮政府に對し、朝鮮民族が統一された後に日本はその政府に対し何らかの援助を行なう用意があることを通告する意思があるであろうかどうか

かということあります。第二には、同時に韓国政府に對して、請求權に対する支払いはこれを行なわないことを通告する意思があるかどうかということあります。第三は、現在行なわれておる請求權に関する交渉において、日本政府の提案のうちには借款及び無償供与が含まれているかどうかということをお尋ねいたしたいのであります。

## 韓国政府の不行法行為を許すな

第三の問題は、李ライン及び竹島についてのことです。

李ラインは、御承知の通り、対日平和条約発効の直前、一九五二年の一月十八日、当時の韓国大統領が一方的な宣言によつて、いわゆるマッカーサー・ラインを引き継ぎ、これを韓国の主権の及ぶ海域と規定した結果生まれたものであります。以来十余年を経た今日、韓国においては、なおもこの李ラインを越えて出漁する日本漁船を拿捕し、その乗組員を裁判にかけることをやめていないのであります。およそ、公海の上に自分で勝手に線を引き、その線以内を領海と称して、その中に入る漁船を拿捕する、また、その線のうちにたまたま存在する島をこれまで占領するというようなことが許されるとするならば、もはや國際法や条約の

存在の理由はないのです。特にわれわれが遺憾とすることは、この罪なき抑留漁夫をあたかも人質のごとくに取り扱い、これを日韓会談に圧力をかける一つの材料として利用するような韓国政府の態度であります。ところが、自民党政府の態度は、この韓国政府の不法行為を國連その他全世界の世論に強く訴え、これを中止せしむるというふうな方針をとらず、むしろこれを適用して、日韓会談がまとまれば李ライン問題が解決され、漁船の拿捕がなくなり、抑留漁夫が返されるがごとき幻想をばらまいておるのであります。しかし、これは全く事實に反ります。従つて、これは韓国側の不法不当の行為によつて引き起こされたものである。従つて、これは韓国がみずから李ライン、竹島問題は、韓國側の不法不当の行為によつて引き起こされたものである。従つて、これは韓国がみずから李ラインの廃止を宣言し、日本漁船の捕獲を中止し、竹島から撤退することによって解決する問題である。日韓両国の外交上

## 李ラインの廃止を宣言せよ

最近の新聞報道によれば、自民党政府は、県案解決をたな上げにして、共同宣言という方式によつてひとまず日韓の国交を正常化するということを考えていらざるようあります。もしこれが事実とするならば、これほど道理にはずれた方程式はなく、日韓会談によつて李ライン、

竹島問題は解決するという宣伝がでたらめであることをみずから告白するものといわなければならぬのであります。李

ライン、竹島問題は、韓國側の不法不當の行為によつて引き起こされたものである。従つて、これは韓国がみずから李ライ

インの廃止を宣言し、日本漁船の捕獲を中止し、竹島から撤退することによって解決する問題である。日韓両国の外交上

の取引によつて解決するという性質のものではありません。ところが、この問題の解決をもたな上げにして、しかも、請求權の名において筋の通らない金を国民の税金から支払うというのでは、一体自民党政府は、日本国民の利益を守るために、はたして真剣なのかを疑わざるをえないであります。さすがに自民党政府も最近はしさか気がさしたのか、竹島問題で韓国政府が國際司法裁判所に日本が提訴したのに応じ、同裁判所に応訴するのが会談妥結の条件となるようことをも言つております。しかし、こんなことは、國家間の紛争を処理する上では当然過ぎるほど当然のことです。さらには、口にすることさえおかしな話でございます。もともと竹島問題は李ラインの存在にその根源があります。従つて、李ラインの廃止を韓国側が宣言しないことは決して根本的な解決に到達することはなないのでございます。

そこで、私は總理に次のことをお尋ねしたい。

第一に、自民党政府は、李ラインの廃止、竹島からの撤退が実現しなければ、日韓会談を妥結させないと主張するのかどうか。第二に、李ラインの廃止、竹島からの撤退を実現するためには今後どういう処置をとろうとしておるのか。

冷戦外交すすめる池田内閣

次に、私は池田内閣の外交の基本方針についてお尋ねいたしたい。

は ますます大きくなつておるのであり

ます。  
最近、この二つの路線の間での戦いを  
結、日中國交正常化の方向に切りかえを  
意思があるかどうか。

そこで、私は、總理に次のことをお尋ねしたい。  
日韓会談を中止し、わが国の外交路線を、中ソ貿易の拡大、日ソ平和条約の締結、日中國交正常化の方向に切りかえる意思があるかどうか。

事実、それ以外に何もない。選舉の結果をどうぞご覧なさい。全国区における選舉においては、自民党は四割六分四であります。地方区においては四割七分一でございます。選舉を通じて自民党は過半数に達しないのであります。これをもって政

その一つは、ソ連を訪問した經濟使節団

国民は田韓会談に反対する

最後に、私は、総理にお尋ねしたいことがあります。

て、アジアにおける反共軍事体制の強化というアメリカの方針に密接に協力しようとする政策であるのであります。アジアにおける緊張緩和と日本の平和と安全を願う国民が、これら一連の外交策に対して強い反対を表明し、特に安保条約に対しても、わが国未曽有の大衆運動が盛り上がったことは御承知の通りであります。ところが、池田内閣は、安保闘争で

前に述べた通り、韓日貿易の拡大開発への参加に大きな突破口を切り開いたことである。もう一つは、韓国を訪問する経済使節団が近く出発しようとしているところでございます。この二つの経済使節団は、平和共存か冷たい戦争かの二つの外交路線の戦いが、自民党の最大の支持者である財界においても存在することを雄弁に物語つてゐるのであります。前者の立場に立つならば、当然、中ソと

最後に、私は総理にお尋ねしたいことがあります。

倒れた岸内閣の末路をこの目で見なが  
ら、その行なうところは、岸内閣の外交  
路線をそのまま引き継ぎ、その路線の上  
に、さらにわが国の外交を推し進めよう  
としているのであります。日韓会議は、  
その一貫した政策の中で、現在最も重大  
な意義を持つ案件であると私は思うので  
あります。自民党政権のこのような外交  
路線に対し、国民の間の批判は一段と高  
まり、これに反し、わが国の外交を自主  
中立の方向に転換せしめようとする動き

の貿易拡大から、進んで日ソ平和条約の締結、日中国交回復に向かわなければなりません。後者に立てば、日韓会談の妥結、韓国、台灣、フィリピンなどとの提携の強化に向かわなければなりません。池田内閣の外交を見ておりますと、口先だけでは日中関係には前向きの姿勢をとるなどと称しながら、政府間貿易協定さえ締結しようとせず、実際の行動では、冷たい戦争の方向に進んでいます。日韓会談は、その最大の象徴である。

「今回の選挙において国民の大多数が、が党とわが内閣に圧倒的な支持を与えたことは、国民が現実に即した適正な諸政策に共鳴し、自由と進歩を目指す実な政治に信頼されたことを示す」ことを言っておるのであります。しかしながら、はたして多数の国民が自民党の政策を支持したのでありますか。この間の参議院選挙において池田君が多数の支持を得たというのは、参議院において議席の数が前回よりも數名多かつたといふ席の数が前回よりも數名多かつたといふ

す。もしも、これが衆議院の選挙に現われたとするならば、池田内閣は退陣する必要がある。幸いなことに参議院議員の選挙であり、しかも半数の改選であるがゆえに、私は、あえて池田内閣退陣の要求はしないけれども、いわゆる参議院選挙に現われたる最大の外交問題であるこの日韓会談に対して、現内閣の政策を否定する投票が過半数あるという事實を、何と総理はごらん下さるかということであるのであります。

# モ メ 題 問 運 海

## 日本への対策 えぐあえにあり振不

三 久 保 郎

はじめに

〈衆議院議員〉

わが国海運は戦後保有船舶のほとんどを喪失したなかから計画造船を中心とした船腹増強によって、現在（昭和三十六年）七九五万総トンを保有するに至り、戦前（昭和十六年）の六〇九万総トンを上回り、世界第五位の船腹保有国に復活した。戦後十七年にわたるわが国海運は、当初米軍の占領政策である非軍事化による厳しい管理下から出発し、外航に進出した昭和二十五年にはすでに世界の海運界は立直りをみせ、わが海運の急務は航権回復でありそのための船腹増強であった。その限りにおいては計画造船政策は船腹を拡充し、昭和二十九年には戦前の四九%を保有でき、戦前の定期航路の大半を回復することができた。またこの計画造船方式の推進は、わが国造船工業と関連産業の蘇生を促し、今日の世界における造船業としての地位を築かせた役割も見逃しえない。それは一面その政策が造船政策として強く作用し、海運はその犠牲に供せられたとみることができ。いづれにしてもこの強行された船腹拡充は海運企業の弱体の因子ともなり今 日に至っている。

かくて海運界は三十年から三十二年上

ができたが、企業基盤を立て直すまでに至らざるうちに昭和三十二年夏以降の世界的海運不況を迎えるに至った。引続き低迷した世界海運市場のなかで、企業基盤の弱体は決定的のものとなり、昭和三十六年度末における資本構成は総資本五一六九億のうち他人資本四〇八三億（七九%）で消却不足累計は八三九億、約定延滞額は八三〇億の巨額に達し、先行き累増の傾向にある。

わが国海運が今日の状態に落ちこんだ原因は、大きく変貌しつつある世界海運と、わが国特有の変化に対し、海運政策と海運企業が即応していないからであつて、資本構成の劣悪高金利にのみ原因を求めるることは誤りであろう。しかも再建途上に汚点をのこした造船疑惑による国信不民的と保守党政権の経済外交の未熟さ、特に対米従属外交が海運問題の正しい認識と対策に阻んできたことも一つの側面である。更に行過ぎた所得倍増政策と貿易為替の自由化の促進は海運を一層深刻なものにしてつある。しかし貿易依存度の高いわが国が海運をして、国際収支改善の一翼を担はせ、輸出入物資特に大量の原材料物資の円滑安定的な供給の任務を負わせるとするならば、素直に問題の所在を認め、姑息な手段によることなく、抜本的な方向を示さねばならぬ。

### 世界海運の戦後の変化

戦後世界の海上貿易は、量質及び地域的に大きく変りしている。量的には昭和二十八年六億八〇〇〇万トンであったものが昭和三十五年には十億九〇〇〇万トンに伸び、これに伴う船腹過剰の現象をきたし、最近特に不定期船市場を圧迫するに至っており、国際的な船腹調整の必要が論議されている。

次に海上荷物の大宗である石油、鉄鉱石、石炭、穀物等の特徴的な動きである、云うまでもなく、エネルギー消費構成の変化により、相対的な石炭輸送の減少と石油輸送の増加は海上輸送に著しい変化をきたし、昭和三十五年のタンカー輸送量は五億二、〇〇〇万トンに達し、全体の半数にも及ぶものとなつておらず、船腹においても昭和三十六年のそれは四、四〇〇万トンで総船腹の三分の一以上を占めるに至つており、タンカーの急速な膨張と大化が急速に進められつつあり、タンカーの一部は穀物輸送にも手を出し不定期船市場の分野を更に狭めつづける。鉄鉱石の輸送は鉄鋼生産規模の拡

大に伴い、国内から海外に資源を求め、運運賃の低減と長期安定輸送を確保する方向をとるため、専用船とインダストリヤル・キャリアーの増加が著しく、これにも海運構造を変える要因が出てきている。また、穀物輸送は従来不定期船積荷であつたものがその一部は定期船に移り、しかも大口取引と計画輸送に伴い、季節的な波動が少なくなり不定期市場に変化を与える結果となつていて。

更にこれ等海上貿易の輸送距離が伸びたことも戦後の変り方である。石油資源についてみれば、中東地区が中心となり、鉄鉱石はスエーデンからアフリカ中南米に移動し、いづれも輸送距離が延伸され、今後量の増加に伴い、この傾向により船舶の専用船高速化、大型化の要求が強くなつてきていて。

更に戦後の海運構造を変化させた要因に便宜置籍船、シッピングアメリカン、自國貨自国船主義等の問題がある。便宜置籍船は戦後目立つて増加し、その大半はギリシャ系船主、アメリカ系船主によるものであるが、これ等の船主は有利な税制、緩かな海事法規をもつリベリヤ・パナマ等の国に船籍をおくもので、昭和三十三年におけるそれは一五三〇万トンで、世界商船の一三%にも達するものがある。もつとも最近ギリシャ系船舶の本国移籍の傾向もあるが、これ等の便宜置籍船の

存在はその有利な条件による低運賃によつて、船腹需要者たる石油、鉄鋼等の大企業との長期用船契約を容易にし、その勢力が増大しており、不定期船市場の大脅威である。わが国自身にも、輸出船との金利関係等で便宜置籍船の出現をみていく。

世界的な便宜置籍船の抬頭は、アメリカの大企業、資本が割高な自國船利用を避け、有利な便宜置籍船を利用するに至つたことにあると云われており、現在米国はその擁護に立つていて。

また、戦後の海運勢力を変化させつたものにアメリカ海運と新興国海運の問題がある。アメリカ海運の地位は戦前においてもイギリスに次ぐものであったが、戦後のアメリカは生産力の優位と政

治的発言力の増大、二大陣営の対立等から今や世界第一位の船腹を擁し、しかも軍事目的遂行の一面もあり、高度な保護政策をとると同時にドル防衛面から、自國船主義をとり加えて海運企業そのものに対する直接干渉は世界海運に与える影響が大きく関係国はその対策に腐心しているが、特に対米貿易が大きな比重をもつてゐるわが国にとって重大な問題になつていて。

更に海運新興国である東南アジア、中近東、中南米の諸国は概ね戦前の植民地から立ち上りつつある国々であつて、英國、アルウェー、スエーデン、デンマーク等の国即ち EEC のなかにいるフランス、西ドイツ、イタリア、オランダの四カ国は国内産業発展の割合に商船隊の伸びはないし、加盟問題を提起している英國は著しく停滞しておるが、同じ EFTA のなかにある北欧のノルウェー、スエーデンは着々規模を拡大しており、世界海運市場における専用船タンカー部門への進出は顕著なものがある。しかし EEC の世界海運に対する問題は差当り、域内でのことではあるが、続いで域外共国政策に乗り出してくることも時間の問題とみるべきであろう。昭和三十六年における EEC 諸国の船腹は二〇八万トンであり、更に EFTA の英

ク等の四、〇〇〇万総トンがこれと一体となすとすれば世界海運に重大な影響を与えることとなるのは勿論だが、米のシップアメリカン、新興海運国成長といふ問題をかかえているのが国は重大な影響をうけるものと予想される。またそれが以前に造船の面からわが国海運の国際競争力を押える存在となるやも測り知れない問題があるし、EFTA の諸国もその段により、既成海運国に迫らねばならぬ、これ等新興海運国の中の船腹量は七六五万総トンを保有し、船腹拡充は可成り急速に進みつゝあり、わが国海運にとっても大きな脅威となりつつある。

以上の変化から更に海運企業経営の変化をみれば、先づ第一に定期船は、それにおいてもイギリスに次ぐものとなろう。アメリカ及び新興国の中の進出に反し、西欧諸国即ち EEC のなかにいるフランス、西ドイツ、イタリア、オランダの四カ国は国内産業発展の割合に商船隊の伸びはなく、従来不定期船のシェアに輸送は航空機にとられ、更にその主要貨物である雑貨は数量は貿易額に応じての伸びではなく、従来不定期船のシェアに属していた撤積貨物を底荷として、専用船と競り合つており、緩急の差はあるにしても比較的安定度のある航路同盟も盟約しておらず、専用船の進出に脅威を感じるに至つており、戦前の定期船専門経営いう形体はなくなり、不定期、専用船タンカー等の多角経営になりつつある。一方不定期船経営はすでに述べた通りそのシェアは極度に抑えられ、海上荷動きと船腹量船腹需要量による運航の妙味は薄らぐばかりか、バルキーカーゴの一部は定期船の底荷にとられ、タンカー部門の飛躍的進出はこれまで別個の市場となり、専用船の拡大は前述した雑貨の積取りで定期船と

競争を強いられ往年の姿を一変し、不定期専用の企業経営は殆ど姿を消し、海運業の多角経営を生み出すに至り海運企業の大きな変化となつてきている。結局定期船、不定期船の変化はいうまでもなく、専用船、タンカーそしてインダストリヤル、キャリアーの出現という貿易の変化、産業の変化から招來したものである。しかして専用船、タンカーは長期運賃契約によるものが多く、海運企業に非ざるインダストリヤル、キャリアーの進出は、自国貨自國船主とともに運賃変動による海運企業の特殊性を極度に喪失せしめ、一方軍事技術の発展は海軍と海運の関係を稀薄にし、軍事目的による商船隊保有の意義はなくなりつつあるし、海運の景気挽回を戦争に期待することを不可能ならしめつづける。

更に造船工業の発達は船腹調達期間の短縮となり、景気変動に対する海運市況の波動の振幅を少なくし、かつ船舶の陳腐化をやめる結果となり、船腹需要者の要求を満しても海運企業の収益向上させることにはならず、船腹過剰＝競争激化＝運賃市況低迷となつておる。

もともと海運企業が海上貿易業から独立し、そして負担すべき危険性の遞減に従い、競争の自由による収益の長期的な減少傾向は宿命的なものであり、定期船

同盟もその防衛としての役割には限界があり、やはり宿命的なものから逃れえないものがある。不定期船においては当然にその宿命を一層強くうけざるをえな

とする各国の海運保護政策或いは補助政策は当面一時的に効果を發揮することができても完全に四海を制圧することは不可能であるばかりか、自国商船隊の維持発展は望みえない、よつて海運保護政策は国際協調のなかにおいてのみ処理されねばならぬ問題となつてきただ。

更に海運保護政策は今日の如き陸上産業発展段階においては、ともすれば海運企業を素通りして陸上産業への効果にならざることをみると、海運保護政策は海運に關係する産業を含めた観点から検討する必要がある。

### 悪化する日本海運

戦後のわが国海運は世界的な海運変化に影響されていること勿論であるが、同時に日本海運独自の変化を通して今日に至つてゐる訳で、

先づ第一に、戦前独占市場であった植民地及び中国地域における市場を喪失したことである。零から出発した機会均等主義による計画造船中心の海運政策の結果として、戦前みる如き郵船、商船とい

する競争力を培養していたが、これを失いこの方面的有利な船腹需要がなく、戦後貿易は対米依存を強め、東南アジア中南米市場の重要度が加えられるに従つて、必然的に海上輸送距離の延伸をきたし、この方面からも船舶の大型化を招いている。

第二としては、定期船市場の過当競争が目立つてゐることである。戦後の船腹拡充と定期航路復活のため計画造船による船舶建造は大なる貢献をしたが、この政策の機会均等、総花主義は必然的に殆どの運航業者をして定期船経営に乗り出せる結果となり、貿易変化と相俟つて不定期経営を兼ねさせることとなり、狭められた海運市場に混乱を惹起し、未だその傾向がある。これは航路計画の無い計画造船が最大の原因ではなかろうか。

第三は、専用船の増加に伴う不定期船市場の狹隘をきたしたことである。

これは前に述べた通り世界的傾向であり、日本もまた同様であつて、専用船の長期契約インダストリアル、キャリアーの出現により不定期船市場は一層重圧を感じてゐることも世界的傾向と同一である。

### わが海運不況の問題

わが国海運企業は多額の償却不足と延滞金をもち、世界的市況の底迷下にあって好転の兆がなく、国際競争力に劣り、益々企業の内容は悪化の傾向にある。

海運は昭和三十二年夏以降世界的に長期の不況に陥り、しかも戦争や動乱によるブームに期待し、退勢を挽回するといふことは過去のものとなつておらず、伝統的海運国であるイギリスにおいてもその

うち核的な存在がなくなり、企業経営の規模格差が縮少され地位は均等化される結果となり、前述の過当競争の弊害を生んでおり、次のオーナー系列強化により用船市場の柔軟性を失うに至つてゐる。

第五は海運企業の系列化である。

戦後船舶喪失とインフレはオーナーをして船舶所有者たらしめることを極度に不可能ならしめた。一方、運航業者は計画造船の総花主義では有力な運航業者といえども定期行路の船隊整備計画を急速に進めえない状況下にあり、ここにおいて運航業者の債務保証等の提携により、

両者の要求を満すことができたが系列強化は戦前における両者の関係を変化させ、両者の経営に弾力を失わせる結果となつておる。

第六は経営基盤の脆弱さである。

（23）

最大を誇るP.O社の無配決算は世界的

海運不況の深刻さを現すもので、イギリスはじめ各国とも海運政策の再検討転換を真剣に考えてきている実状にある。

不況の原因は船腹過剰ということに尽きるわけであり、我が国海運不況の原因もその世界的船腹過剰にあることはいうまでもないが、海運企業のうける打撃はイギリス等に比較すべくもない程大なきものがあるし、また原因も我が国なりに特殊なものを包蔵していることはいうまでもない。

先づ世界的な不況の原因である船腹過剰の問題は、如何なる理由にもとづくものか、船腹過剰のなかにおいても、遂年船腹は増加しつつある現象を何とみるとべきか、すでに述べた通り、貿易産業の構造変化が船舶の陳腐化を速めさせていることが一つであろう。大型専問船の出現は鉄鉱石、石炭から逐次穀物、肥料、砂糖、木材、屑鉄等に手を延ばし、本来の不定期船市場を奪い、しかも長期運賃契約による輸送に進出し、従来の不定期船を海運市場から驅逐し船腹過剰現象を起させている。

二つはタンカーの大型高速化の要求は必然的にタンカー・船腹構造を変化せしめ最近までの標準タンカーを小型とし、経済性を喪失しきこにも船腹過剰にも拘らず、新造船の進水が続けられてい

る。

三はインダストリアリ、キャリヤーの出現は海運企業のシェアを海運企業に非ざるものによって奪はれ、ここにも船腹過剰をきたす原因がある。

四つは新興海運国の抬頭である、すでに述べた通り新興国は経済自立の急速達成の悲願に燃え自國貨自國船主義、国旗差別を敢てして自國海運の増強を図りつつあり、ここにも世界全体とは関係のない船腹増強が行われ、全体の過剰傾向に拍車をかけている。

## 当面の海運対策

わが国海運の不振は企業基盤の弱体もさることながら、戦後における海運市場の変化、わが海運企業構造の変化に由来するものが多いた。これを放置し経営基盤強化策として企業財務の一時的な経減によつて、わが国海運の振興を期しえられない。よつて概ね次の方策を確立する必要がある。

### 一、定期船、不定期船の調整

戦後の計画造船方式と海運市場の変化はわが国海運企業をして定期、不定期兼営をせしめ、それぞれが過当競争に陥つておらず、すでに定期船においては、同盟内部において邦船の往復航ブール採用まで決議されているが、更に集配及施設利

用の共同、配船調整を急速に進めることは勿論であるが、斯る方策によつても過当競争の傾向があれば、航路調整等を可能ならしむるための法的措置も併せ考慮すべきである。

不定期船についても共同輸送、配船調整を可能ならしめる輸送協議会の結成がなされてはいるが、専用船を含め定期船同様の措置を講ずべきである。

これ等の場合、同盟別、航路別関係企業による新しい企業による運営も考慮されれる。

二、便宜置籍による長期用船契約の規制とオーナー企業の再編成

輸出船建造方式による便宜置籍船とわが国荷主の長期用船契約を規制すると同時に計画造船の結果生じているオペレーターとオーナーの系列を外しオーナー企業を再編成し、その硬直性を解消すると同事にオーナーの振興を図る措置を講ずること。

### 三、長期用船契約に関する規制とインダストリヤルキャリアーに関する措置

国内産業の発展に伴い、特に原材料の大量、安定輸送の確保は不可欠の問題であるが、船腹需要者たる産業の生産コスト引下げの一環として、長期運賃契約は低位にきめられるか、或は割安の外国用船に転ずるか、またはインダストリヤル、キャリヤーとして自からの輸送に移

す傾向があり、海運企業を圧迫しているので、これを是正するため、運賃契約、外国船用船についてはこれを規制すると共にインダストリヤル、キャリヤーの建造保有方式について考慮を払う必要がある。

### 四、船質改善の措置

わが海運は計画造船を中心とした船腹増強を急いだためと、産業構造の急速な変化に伴い多くの非経済船を保有するに至り船腹構成においてその改善の必要を迫られている。

即ち在来船、輸入船等の低性能な質的非経済船、産業構造の変化に伴う船型的非経済船、高船価時建造の採算的非経済船がある。船質改善については從来戦標船処理を公團において実施してきているが、これが代替建造の枕を大幅に拡大し、約四十五万トンの残量を早急に処理すると同時にこれ等非経済船にして、代替建造、改装可能なものについては船舶整備公団のなかで処理すること、

### 五、計画造船の再検

計戦後の計画造船を中心とした急速な船腹増強が企業の弱体化過当競争、不経済船の保有等の現実を招いていることの反省の上に立つて検討を加えねばならない。

所得倍増計画による船腹増強は国際收支向上による船腹増強は国際收

の結果としての所要船腹一、三三五万トン  
或は一、三九九万トンと査定している  
が、海運企業の実体を見失つた計画であ  
り、しかも世界の船腹保有シェアが昭  
和三十六年の五・九%から九・四%に拡  
大することはシップアメリカン、新興海  
運国の抬頭、世界的船腹過剰のなかでは  
余りにも背伸びした計画であり、最近に  
おける景気調整に伴う海運企業へのシワ  
寄せをみても、弾力性の乏しい海運企業  
の体質改善を中心とした船腹増強とすべき  
で貿易構造からしても倍増計画による積  
取比率六三%は無理であり、当面五〇%  
程度を目指し、将来基盤が強化され三  
国間輸送の延長するに応じて引上げる必  
要がある。

また建造資金については、財政比率を  
下げこれに見合つて金利を國際水準に近  
づける方式とし、自己資金については、  
船腹需要者造船業との協力によって調達  
せしめるよう措置し、船腹拡充と基盤強  
化の目的を達成せしむるべきである。

#### 六、自國貨自國船主義及び旗國差別対策

この問題は米国の五〇%積取条項及び  
新興国の手によって本来自由なるべき海  
運を本国船優先の立場により甚しく不利  
益を与えられておるのであって、アメリ  
カとの通商航海条約では互恵平等である  
が、政府の機関に非ざる輸出入銀行の借  
款を通じ、ウエバー条項を適用して圧迫

を加えてくるという卑劣な手段に出でき  
ており、新興国のそれは国策会社等の支  
配によつて自國船腹先を強行してくるの  
であつて、経済援助とも関係し、経済外  
交を強力に進めることは勿論であるが、  
わが国としても、この種の国に対するは  
対抗する具体的措置を講ずる必要があ  
る。

更にアメリカについてはボーナー法が  
同盟の二重運賃制を一応認めるものとな  
つたが、各種の制約があり、そのためには  
特に北米航路の安定を期しえられない面  
もあり、國際協調のなかで解決すべく一  
段と外交交渉を強める必要がある。また  
新興国においては経済的な立おくれから  
くる海運運賃の割高を唱えている現状で  
あるので、併せてこれが合理的な解決を図  
(海上運送法の改正を考慮する)

#### 七、船腹過剰対策

世界的な船腹過剰は慢性化する傾向も  
あつて、今や世界的な問題となりつつあ  
る。しかしその調整は非常に困難なこと  
ではあるが、國際的立場において、合理的  
的解決を図る努力をすべきである。

#### 八、貿易為替自由化対策

本年九月のIMFで、わが国の八条國  
移行勧告がなされるに伴い、外國為替管  
理法が廃止され外貨運賃の支払い、外國  
用船が自由になれば、わが海運に与える

影響が多いのでこれが対策を必要とする  
現在外貨運賃については、一航海或  
以上ものは通産省の許可となつてい  
る、また外國用船については六ヶ月未満  
は自由で外貨運賃と同じく為替銀行限り  
で処理できるが、六ヶ月以上のものは運  
輸省の許可となつている。

外貨運賃が自由になれば、商社関係の  
外国用船が旺盛となり反面邦船引受運賃  
は引き下げられる傾向が強くなり、また  
割高な邦船利用率が低下されるものと予  
想される。

よつてこの面からも外国用船の規制措  
置を必要とするので、この際海上運送法  
等の改正を考慮すべきである。

また造船が自由化されるとせば、国内  
船に対し輸出船と同様の条件を与えねば  
ならぬ、若し実質的に、監督権等によつ  
て自由化を制限する場合は、益々海運企  
業を不利ならしめることを予測される。

自由化は特に金利水準が國際的レベル  
に近づくのを待つてすべきである。

九、海運助成対策

海運助成の方向はいうまでもなく、そ  
の國際競争力を強めることと、企業の收  
益性を増加せしめ、延いては企業經營の  
改善を図るものでなくてはならぬ。

(具体的対策は、海運企業の整備に関す  
る臨時措置法案に対する考え方と併せ述べ  
ることにする)

業を含め産業全体国民経済につながるも  
のでなくしてはならず、しかもこの場合海  
運の經營に収益を増すものでなくてはな  
らぬ。たとえば商船隊の維持発展が軍事  
目的に比重をおく形或は他産業の発展に  
のみ利益する形はわが国の場合とするべき  
でない。

海運企業を中心に考へた場合、当然そ  
の助成策を海運の經營をプラスし、延い  
ては國際競争力を増し、国民經濟的に利  
益するというコースにおいてのみ助成策  
はあるべきであろう。

これまでの助成策は船腹増強航権拡  
張、そして他産業の發展には貢献した  
が、海運企業そのものの収益性を増すこ  
とに効果なく、經營は更に悪化の傾向  
にある、よつて種々その他の条件もある  
ことながら、これまでの助成策はこの面  
については効果がないということにな  
り、よつて改めてその助成策を考えるべ  
き段階であろう。

助成の効果が海運に歩留りをつけさせ  
ることを忘れての助成策であつてはなら  
ぬ、その意味で前記各般の対策を確立  
し、海運への歩留りを確保できる方途を  
講じ、その上に立つて國際競争力に劣つ  
ている部面の補強を講ずべきである。  
(具体的対策は、海運企業の整備に関す  
る臨時措置法案に対する考え方と併せ述べ  
ることにする)

## 予算委員会

社のために支出しているのだから、特別の合意のないかぎり日本が支払うものでない。

4 「消費者米価は値上げするのか」

このたびの第四十一臨時国会では、予算案がなから予算委員会は開かないというのが政府与党の方針であった。これに対しわが党は、当面する政治、外交、経済関係で重大問題が山積しているとの理由で、ついに予算委員会を開かせることに成功した。そして予算委員会の質問戦を通じてつぎのような点を明らかにした。

1 「国会で非核武装宣言を行うべきだ」

池田答弁……国会で非核武装宣言をするのは効果がないし、また一国の国会が宣言した例もない。

2 「日韓折衝に当たり、政府は韓国への請求権に経済援助をプラスするという新方式をとるつもりか」

大平答弁……請求権をめぐって日韓のあいだに乘越えがたい食違いがあることがわかった。国交正常化をはかるには高い次元でやる必要があるので構想をねりつつある。

(なお大平外相の請求権に経済援助を加えて三億ドルの線で妥結しようという構想は、新聞ではしきりに報道されながら、ついに国会の場ではひとくちも答弁に出なかつたことは、いかに行政が国会を事実上無視しているかを示している)

3 「プライス法によるアメリカの沖縄援助資金は将来日本の債務となるのか」

大平答弁……施政権者たるアメリカが住民の福

費者米価を上げたが、その後すえ置きになつている。この間に国民の所得は上り生活水準も高まつている。

「首相の話をきいていると上がりそうな気がする。消費者米価は、食管赤字の処理よりも国民の生活安定を第一に考えるべきではないか」

重政答弁……所得の向上にともなつて家計費はふえているが、そのなかで米のしめる割合は年々へつっている。(だから消費者米価値上げをしても家計費にとって大した影響はないとの意)

5 「輸入砂糖はばく大な差益金をうんでいるがこれを食管会計に吸収すべきである」

重政答弁……国内の甘藷、馬鈴薯、でん粉、てん菜にも関係するので十分検討する。

6 「食管、災害、石炭などどうしても補正予算が必要だ」

田中答弁……今は補正予算をくむ必要はない。

7 「住宅建設費の値上がりが大きい。対策はどうか」

河野答弁……民間建築よりも國、公共の建築を計画(五ヶ年で一六〇万戸)以上にふやすよう、財政当局の意見もきいて考えたい。

「土地の値上がりがはげしく信用インフレのもとになりかねない。対策はどうか」

池田答弁……土地問題はなかなか対策がたたな

い。土地値上がりの原因である住宅難も人口の過度集中が原因である。首都圈整備法などを抜本的に再考し、人口集中の緩和策をたてたい。

8 「現在の金融ひきしめ政策を今後どうするか」  
池田答弁……国際収支の推移は今の所予想よりいい。ただ来年一～三月の輸入期の動向が問題で、米市銀からの特別借款も返済しなければならないので、今後とも注意して調整策をすすめる。

9 「来年度も高度成長政策を続けるか」

池田答弁……高度という言葉に問題はあるが、もし十年以内の所得倍増という意味なら私の基本的な考え方をかえるつもりはない。しかし行き過ぎた設備投資はおさえねばならぬ。三十五、六両年のような経済の上昇は期待できないだろう。

10 「現在の大学管理制度のどこが革命と結びつくのか」

池田答弁……大学教授のなかには社会革命を考えているものがあり、全学連などの行動に影響を与えていたことが全くないとはいえない。選挙中大学生の一部に選挙妨害や自由行動を阻害する行為があつた。大学教育でク革命選手クを養成するようなことが全くなかつたとはいえない。

「社会革命を考える教授は望ましくないのか」

荒木答弁……中教審の答由をまちたい。

## 外務委員会

外務委員会では、ガット関係の議定書締結につ

いて承認をもとめる案件のほか若干の外交案件について審議が行なわれた。

これらの審議にあたり、E E Cとわが貿易将来について、社会党委員から、政府に対し質疑がなされ、とくに九〇%自由化に対応して、つよく三十五条援用の撤回交渉を政府に要求した。

また対共産圏諸国貿易に関して、延べ払い方式の適正な運用を求め、貿易の拡大へ、政府が前向きの姿勢をとるようにただした。

これらの外交案件の審議とはなれて、外務委員会では「国際情勢に関する件」というかたちで、外交政策全般にわたって審議が行なわれる慣例となつてはいる。今回は、八月二十一日から日韓会談予備折衝が再開されたために、審議はもっぱら日韓会談に焦点があつた。

日韓会談は、これまでの交渉経緯と異なつて、当初から請求権問題がとりあげられ、李ライン、竹島など従来の懸案事項は一応たな上げにされた。そして日韓双方から、請求権あるいは経済援助のかたちで、具体的な金額まで提示され、一挙に国交を正常化へもつて行こうとする緊迫した情勢が生まれた。

そこで社会党は、この緊急事態に対処して、日韓会談の進捗を阻止し、かつそれを紛糾すべく、国会審議の中心を日韓問題においた。

八月二十八日には、河上委員長自ら衆議院本会議において緊急質問にたち、池田内閣の危険な対米追従外交を鋭く追及した。この河上質問と前後

して、衆参の外務及び予算ならびに法務の各委員会において、それぞれ日韓会談に関する活発な質疑が展開された。

これらは論点を要約すると、まず「請求権」については、請求権の根拠ならびにその具体的裏付け資料が極めてアイマイであること。それをゴマ化するために無償ならびに有償方式で大額のつかみ金を、国民の血税から支払うことは不适当であること。さらに統一朝鮮に對してではなく、分割されて相対立する韓國の一方にだけ支払い、朴軍事政権のテコ入れに使うことは日本の平和にとって極めて危険であることを指摘した。

かつて「にわとり三羽に二百億」と国民の非難をあびながら強行された南ベトナム賠償の例をみても、腐敗した独裁政権につぎ込まれた国民の血税は、全く徒費され、その上、北ベトナム政府から非友好的と攻撃された。このようないがい経験をくりかえすべきでないと政府の猛省をうながした。

つぎに「李ライン、竹島、在日朝鮮人の法的地位等の問題」について、

従来の交渉では、李ライン問題を解決して抑留漁夫をなくし、こんごの安全操業を確保するためにも日韓会談の妥結は必要だと立場が強調されてきた。これが、中国、九州の沿岸漁民の支持をもとめ、問題の本質をはぐらかして、国論の分裂をはかつてきた政府の狡猾な外交であつたが、今回の交渉では、この李ライン問題、さらには竹

島の帰属問題がいつのまにかたな上げされてしまつた。これでは、請求権や經濟援助問題だけ解決して、国民の血税を贈与するだけで、将来依然として李ラインや竹島問題が、韓国側の手中に残り、ふたたび外交交渉の手段として悪用される危険がある。したがつて、李ライン、竹島問題が解決されない限り、日韓会談を妥結させないとの政府の明確な答弁を要求した。この点についても、政府は終始、善処方を強調するだけで、明確な答弁を回避しつづけた。

また「在日朝鮮人の法的地位」については、現にファッショ軍事政権に反対し、あるいはその弾圧をのがれて、日本に密入国するものがあとをたない。これらのものを本国に強制送還させれば、極刑をうけることは確実である。そこで彼等を政治難民として当然救済すべきであるとして、政府の適切な処置を求め、ようやくその確約をとりつけた。しかしこんご日韓会談が妥結した場合在日朝鮮人のなかで、北朝鮮系と韓国系にわかれが、一体北朝鮮系の人達に対して、いかなる措置をとるのか、韓国系と平等な保護を約束するかとの社会党の追及に対しても、いまだ明確な方針がしめされていない。

さらに「日韓会談に対する基本的態度」について、南北の平和統一という朝鮮民族の悲願を尊重し、それを阻害しないことが最も大切である。韓国政府が全朝鮮を支配する権限をもつた合法政府たるの法的根拠がなく、また国連さえ北朝鮮を無

視して朝鮮問題の解決はありえないとの立場をとつてゐる今日、韓国だけを相手とする日韓会談は即時打切るべきである。とくに武力北進をとなえる朴軍事政権との交渉は、極めて危険である。したがつて正式の国交正常化は、統一されたのちの朝鮮と行ない、それまでは、いずれとも国交をもたず、南北両鮮それぞれに対し経済文化の交流にとどめるのが、今日もつとも妥当な日本のとるべき平和外交である。

社会党はこれらの諸点を強調して、政府の推進する日韓会談をただちに打切るよう要求した。そして政府が社会党の要求に耳をかさないならば、あくまでこれを阻止するために一大国民運動を起こし、政府の危険な外交を徹底的に追求する決意を表明したのである。

### 韓国学生強制送還問題 について

不當労働行為、不當弾圧事件  
について追及

春季闘争における國勞新潟地方、石川地方の闘争及び全国税新潟の闘争における当局側の不當労働行為と警察官憲の不当介入、不當弾圧について、党の不当弾圧特別委員会として現地調査を行ない、その結果、衆参両院の法務委員会をはじめ、社会労働委員会等関係委員会において政府を追及した。

## 徳島新聞、四国放送の 不正事件追及

徳島新聞社会部長前川静夫外二名及び四国放送社長前川静夫、専務森田茂らに係る業務上横領干数百万円及び脱税事件について、新聞及び放送という社会の公器の不正事件という立場から衆、参兩院で追及した。これと関連して、芝浦電気、東芝、ソニー商事等にも関連しているのに検察庁は捜査をしておらないことが判明し、このような検察庁当局の態度についても強く追究した。

現在の韓国政府のやり方に反対し、南北朝鮮統一をめざす韓国学生が、日本に来て、日本の大学で学んでいる者が多数あるが、日本政府は、韓国政府の圧力に屈して、これらの人々を不法入国者（密航者）と同一に取扱つて、韓国に強制送還を行なつてゐる。これらの学生は本国に送還されば、特殊犯罪处罚法によつて厳罰される。（死刑無期又は十年以上の懲役）しかし、これらは、普通の密航者の扱いをすべきものではなく、難民の地位に関する条約、或いは、国連規約に基づき救濟すべきものである。その観点から衆院法務委員会において日本政府の間違つた取扱い方を指摘してこれを追及した。

## 運輸委員会

船舶職員法の改正案、海運企業の整備に関する臨時特例法案を審議未了に追い込む

前国会から継続審議となつて来た船舶職員法の改正案及び海運企業の整備に関する特例法案の審議については、参考人の意見等を聴取し、同時に外部の関係団体との密接な協力を続けて闘い、当初わが党の国会対策の方針通り、国会の最終日に至つてこれを廃案とすることに成功した。

船舶職員法改正案は、数国会ぶりにはじめて廃案となつたものである。

国鉄経営と幹部の責任追及

三河島事件、南武線事故その他大小の頻発する事故及び東海道新幹線建設にからむ汚職、資金難による国鉄新五ヶ年計画の停滞等々国鉄主脳部の経営責任に帰すべき事柄が、積み重ねられて來ている状況にかんがみ、政府並びに十河国鉄総裁に対して、国鉄主脳部が社会に責任を負つて退陣すべきであるという点から、衆院運輸委員会において二度にわたり激しく追及した。

航空管制官、陸運局及び同事務所職員の労働強化について追及

空管制本部及び各空港の航空管制は、人員不足のために重大な業務上の危機に立たされている。これは、極めて低賃金な上に労働強化のため、民間会社に対する移動が多く、また毎年不足人員をおぎなうことができず逐年現行定員すら割っているという状態である。この問題について、定員充足、賃金その他労働条件の改善、航空管制の完全な業務等の問題について運輸大臣に対して追及を行なつた。

さらに、今日の自動車の激増に伴つて甚しい業務量増となつてゐる陸運局及び同事務所の職員の労働強化問題について質疑を行ない、とくに最近の車庫設置法の制定、道路運送車両法の改正によつてさらに増加した保険、検査業務に附隨する業務についても問題とし、三十八年度の定員増加、予算増加について強く要求した。

## 文教委員会

### 大管理制度について

この問題については次期通常国会に政府より、「大学管理条例案」という形で提出されることが予想されるので、当然、わが党としては通常国会の場で本格的な追及を行なうわけであり、今回の第四国会ではその前哨戦にとどめた。

すなわち、わが党委員の「通常国会には大学管理条例案とかいう名称で答申を待つて提出すると新

聞に報道されているが如何」という質問に対し、荒木文相は答申の時期が通常国会に間に合うタイミングで出されるならば、当然それを受け取つて走り出すのがわれわれの務めであると考えると答えた。そこで、わが党は重ねて「答申を待つといふ低姿勢な答弁をしているが、現に文部省の中に内藤事務次官以下各関係局長を網羅した大学管理制度改正推進協議会というものがあつて、通常国會にこの法案を特別立法として提案する腹を固めている。もう答申もくそもなしに、そういうような一定のムードを出している。学問の自由といふ真理を探究する方向が間違えば、再びあやまちを犯すような重大問題について、特にこういうものを出すことは不適当である。荒木文相が代つても、日本の文教行政そのものの方向が間違つては大変なことであり、もつと慎重にすべきではないか」と追及し、さらに「文相は新聞に、学長に認証官制度を置きたいということを発表しているが、これはどういうことか」という質問がなされた。

これに対し文相は、そういう前提のニュアンスはゼロである。また大学教授の月給は安い、せめて裁判官並みにする必要がある。戦前は大学総長の月給は役人では一番高かつた。そこで認証官という形式的な待遇をすることによって、他の者とは幾分違うぞという形式論拠がそこに出てくる。そういうことを考えた、と苦しい答弁を繰りかえした。

わが党はこれに對して、この認証官ということは思つてゐる。そういうものが具体化する、いわゆる旧制大学の総長に相当するのが認証官、一般の新制大学の学長はそうでない、そういうふうな同じ大学の学長の中に格差をつくるという具体的な姿が出るという危険も非常に考えられる、と追及し、問題は通常国会、答申の終つたあとに持ち越すこととした。

### 工業教員養成所問題について

荒木文相に對し、わが党は次の諸点を指摘し窮地に追い込んだ。(1)政府はインスティントな役に立たない工業教員養成所でごまかしている。口には教育の重視、科学教育の重要性を強調しているが具体的に政府のやっている施策は科学教育の軽視であり低下である。(2)実業界の要請によつて四年制を三年制にちぢめ、そのため基礎教育が全然できず、実験実習もできず、現に全国九ヵ所の工業教員養成所の学生は、學習の意欲をなくしている。直ちに来年度から三ヵ年の現在の在学生を四年で出してやるということが具体的にあらわれた政治的責任ではないか。(3)文部省は学生を募集するときに四年制大学の工学部と同程度の学力を授けるというふうにして募集している。それならば実験実習設備も充分に与えて一週間の間に休講がないよう教授、助教授も充実してやるという責任が文部省にある筈だ。(4)三ヵ年に縮めておいて、

実質は二ヵ年も教育しないで卒業させるのではないか。九ヵ所の工業教員養成所の授業、予定通りの授業と現実の休講の関係、施設設備、実験室の使用その他の學習状況はどうなつてゐるのか説明せよ。(5)募集をした際に、四年制大学生と同等の給与を与えるということを募集要綱に明示したのではないか。これらの質問に対し、文相は開設早々だから不備である点もあろうが暫らく忍んでほしいという一点張りで、自らの教育行政の不手際をカバーし、また要求資料については早急に取り寄せるなどといい、何ら満足した答弁はなされかつた。わが党は今後も、一般教員養成機関とからめて重ねて追及する方針である。

### 道徳教育、人づくり問題について

わが党は荒木文相が事務当局に道徳教科書を編成するよう指示したことを重視し、池田内閣の人づくりと関連してこの問題をとりあげ次のような角度から鋭く追及した。すなわち、(1)文相の考へは現行制度における道徳教育では不十分であるので、国において特定の道徳教科書を作らねばならぬ。そういう理念のもとに國家権力をもつて実施しようとして企図している。(2)教科書の著作権を文部省がもち、国定教科書に仕上げ、昔の修身復活をはかつてゆくことは明らかである。(3)道徳教育の教科書を作る以前に、どういう人間形成を考え、

道徳思想、道徳教育觀をもつてゐるのか責任をもつて国民の前に明らかにせよ、(4)教育の刷新とか、人づくりという言葉だけでは意味が分からぬ。政治権力で教育を支配することは許せない。——これに對し、荒木文相は国定教科書は考えていないとか、立派な日本人づくりを目標としているなどと意味のわからぬことを答えて逃げ腰に終始した。

### 公立義務教育学校の定

#### 数法案について

わが党がさきの第四十通常国会に提案し、今国会に継続審議として持ち込まれていた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」は、今後あたりにこの中に養護教諭と事務職員を加えて、次期通常国会に再提出することにし、前進的な形をとるため取り下げた。

### 通信委員会

1 每国会、社会党的反対によつて継続審議していた「電波法の改正法案」は、船舶通信士の首切りにつながるものとして、今臨時国会でも強く反対、海員組合の船舶通信士協会の組合員との院内外共闘体制を固めた結果、廃案に追い込むことにした。

2 前国会で通過した「公衆電気通信法」の改正

法にもとづき、本年九月から十一月の間に、政令で定める日をもって電話の新料金体系が実施されることになるので、党は、「公衆電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を提出、新料金体系の延期を主張した。しかし、新料金体系を強引に実施しようとする政府は、わが党の提案を無視して十月一日から実施をきめた。

(わが党提出の法案内容は別項の通り)

## 商工委員会

臨時国会における商工委員会の論議の焦点は、自由化九〇%に対応する諸対策、とくに石油、金属鉱業という二つの個別産業対策と、独禁法問題、新産業秩序の確立問題に集中した。さらに後半に入つて、東北電力料金の値上げと関連しての電力再々編成についてもきびしい追及がなされた。

## 石炭対策特別委員会・エネルギー対策特別委員会

党は昨年の臨時国会で衆院に石炭対策特別委員会を設置させ、政転闘争の院内における闘いを強化したが、今臨時国会には、さらに参院にエネルギー対策特別委員会を設置させ、石炭問題を総合

2、金属鉱業対策については前国会で「金属鉱業危機打開に関する決議」をさせたが、その後自由化の実施をして休閉山が相ついで起つてきた。

ので、党が提出している「金属鉱産物価格安定臨時措置法」「金属鉱物資源開発助成法」の二法案を中心に政府の政策をだし、十月から自由化されようとする水銀、マンガン等五品目の延期と、金属鉱業政策の確立を迫った。社会党の二法案は継続審議。

3、自由化に對応した新産業秩序について政府の考え方をただすとともに独禁法改正の動き、または別個の法律をつくつて資本の合併集中を容易にして高いために逃げようとする動きを追及した。

4、東北電力値上げ(電灯一五・四%、電力二一%)問題をとりあげ、電灯料金の値上げ率が極めて高いこと。後進地域の産業発展を困難にし、夫平洋ベルト地域との格差をますます拡大すること。混迷している電力問題の解決には電力事業の再々編成が不可欠の要件であるということ等を主張し、電力値上げ反対を政府に迫った。

(衆院)科学技術者の養成の問題に関する所信表明に對して、国立試験研究機関の集中移転について、また、国産技術の開発促進、防災科学振興対策について、原子力の平和利用について、科学技術の国際協力の問題について等々の追及を行なった。とくに、原子力の平和利用に関連して、日本の非核武装に対する原子力委員会の態度の表明を要求した。

(参院)科学技術者の養成の問題に關して、政府の対策を明らかにし、実施するよう迫つた。また、所得倍増計画と技術導入に關して、追及し、自立した科学技術対策を確立するよう政府にただした。また、政府の科学技術基本法に対する考え方を明確にするよう要求し、とくに、研究の自由と自主性を制度的に保証するよう要求した。

## 科学技術特別委員会

1、米価問題について、食糧輸入を前提とした政府の需給緩和論および生産者総手取り価格を基本米価にすりかえている低米価政策、農民の既得権

であるが、五、五〇〇万トンのワクを拡大すること、一、二〇〇円のコスト引下げについては諸物価値上がり、その他の条件が重なつて困難であるからスローダウンにすべきではないか等について政府の見解をただじた。

## 農林水産委員会

である予約減税を基本米価におりこままで廃止しようとしている態度などを追及するとともに、米

以外の農産物にたいし価格支持政策を強化すべきことを迫った。また予算委員会で消費者米価の値上げをすべきではないと政府を追及した。

2、農農業構造改善事業について、構造改善本来の目標である経営規模の拡大とそのための農用地拡大政策を怠っている点、主産地形成と称しながら農畜産物にたいする価格支持政策をともなわらず、農家負担が大きく融資条件の悪いこと、法律によらず地方自治体を各省通達などで動かすことには地方自治法の精神に反する点などを追及した。

3、外務省所管のアジア公館長会議に各省次官が出席し、東南アジアの米を輸入し、オーストラリア、ニュージーランドから酪農品を輸入するため農基法の再検討が必要との意見一致をみたというを追及し、農林大臣から在任中はそういうことをしないとの言質をとった。

4、農薬P.C.P.の使用で魚貝類に被害を及ぼさないようにするため、農薬取締法の一部改正法案を提出するとともに、農薬使用の適正化に関する委員会決議を行なった。

5、参議院では、なたねの基準価格がアメリカの大穀支持価格以下の安い価格(換算比較した場合)におさえられた点、あるいはビル麦共販について、麦耕連の農協法違反の行為を農林省が監督せず放任している点など具体的な問題を追及した。また環境衛生法の改正が農協事業に圧迫を加えない

ようすべきであると主張し、その旨附帯決議を附した。

6、日米加漁業条約期間満了後、わが国とのるべき態度について追及、大臣をして、来年六月同条約が期間満了となる機会に、この条約の基本理念であるいわゆる「自発的抑止の原則」を排し、平等互恵の立場に立って条約を改訂するよう努力する旨確答せしめた。

7、日米加漁業条約、日ソ漁業交渉或いは李ライソンの問題を考える場合にも、従来のようそのときそのときの考慮ではなく、國際漁業の長期的な展望に立った基本方針、少なくとも今後十年間位の基本的計画をもつべきことを指摘、政府の見解を質したが、農相から極めて抽象的な答弁があつたのみで、具体的な検討はなんら行なわれていなかつた。これは機会ある毎に要求すべき点であろう。

8、水産物に対する価格対策を強化するために、さきに社会党が提案した事業団構想を大胆にうち出す考えはないかと質し、出来るだけ早い機会に、価格対策を強化するための具体案をうち出す旨の解答をえた。

9、漁船船員の劣悪な労働条件について指摘、居住区、労働時間、遭難防止等漁船船員の待遇改善に対する政府の方針を質し積極的に努力する旨の確答を得た。

10、韓国ノリ輸入問題を質し、ノリは軽入化品目から外し、年間一億枚以上の輸入は認めない旨の

確答を得た。

11、漁業法水協法改正案に対しても、一々文に基いてその反漁民的な意図を追求したが、これを改めさせるに至らず、別掲の附帯決議をつけさせるとしかできなかつた。

## 社会労働委員会（労働）

第四一臨時国会の社労委員会における労働関係の諸闘争は、直接法律案についての闘争は展開されなかつたが、当面の労働問題について政府を鋭く追求した。それは、失対事業の打切りについての政府の意図およびその背景の追求と、駐留軍関係労働者の懸案の諸事項についての問題であつた。また、今日、政府、資本の合理化攻撃はますます激しくなつてきているが、その一環としての不当労働行為不当弾圧についての追求は、衆参両院の社労委員が一体となつて、有機的に質問を展開し、しばしば政府を窮地に追いこんだ。その主なものは、国労・全国税・全税閥・全駆労・合化労連新日窒水俣労組・炭労大正鉱業労組などの問題であった。そのほかには、人事院勧告、I.O.L.八七号条約、中高年令者の離職対策などの問題について追求を行なつた。

しかし、今国会での諸闘争をふりかえつてみると、わが党の議員が国会闘争を精力的に展開して、それが国会外における労働運動なり、大衆闘争と密接に結合をもつていなかつたために、効果

的な闘争の発展がのぞめなかつたことである。したがつて、今後、運動をすすめるについて、明確にしておかなくてはならないことは、国会内外の闘争、運動の有機的な結合をはかるという問題である。国会で政府を鋭く追求し、一応の成果があつたとしても、それが直ちに運動に還えられて運動の進展にプラスするような展望がなくてはならない。卒直にいつて、問題を国会の俎上にあげておきながら、傍聴員も行なわず、議事録の検討によつて、これを新たに運動化することが欠けているようない点については、今後、十分に反省しなくてはならないであろう。

次に、今国会における労働関係の追及の主なものをあげて、参考に供したい。

### 失対打切り問題

政府は、さる五月、失対事業の打切りについての構想を発表したが、それに対してもが党では直ちに「失対打切り反対対策特別委員会」（横路節雄委員長）を設置して、党内外の反対闘争を積極的に指導してきた。国会内では、総評、全日自労を中心とする大衆的な闘争のもりあがりに呼応して、その追求を行なつた。論点の中心は、政府の雇用政策が資本の論理そのものでつらぬかれていること、にあつたが、失対事業の当面している問題、つまり、失対労働者の老令化固定化、地方自治体の財政負担増なども追求し、それらが、政府の雇用政策に起因することをある程度認めさせ

た。また、失対打切りの意図については、政府はあくまで「失対事業調査研究会」の調査結果をまじなくてはといふことで確認は得られなかつた。ただ、構想の一つである老令者の生活保護への転換については、それによつて生活水準が低下しないように措置するという言質をとりえた。

### 全駐労問題

駐留軍関係労働者の問題については、先国会において、雇主が政府（調達庁）であるにもかかわらず、労働協約、就業規則すらもむしばれていることを追求した。それは安保条約改訂で日本米の対等性が回復されたと言わながら、日本政府が米軍につねに従属性の立場にあり、雇主としての政府の自主性がなかつたところに最大の原因があつた。今国会では、労働協約、就業規則その後の進展状況および賃金体系の公務員方式への切替えによる実質的な賃下げの問題を追求した。また立川基地における思想調査による出勤停止、グループ活動の制限通達などについて、とくに不当労働行為であることを追求し、善処させることを確答させた。

全税関の問題は、当局が全税関紳戸支部において分裂行動をとつてのこと、中央においては、三役に解雇者がいることを理由として団交拒否をしていることの不當性を追及した。

合化労連新日窒水俣争議は、会社側が四年間の平和協定の締結に固執していることに起因し、第一二の三池争議といわれるほどの様相である。会社側は、第二組合（全従業費の六分の一）と非組合を動員し九州全県下の警官にまもられて強制労働をはかつたのである。合成化学産業はつねに危険を伴うことは、これが操業についてとくに「高圧ガス取締法」によつてつよい規制をうけていることによつても明らかである。また、水俣工場では昨年中に二回の爆発事故が発生し、労働者や市民が被害を蒙つてゐる。操業体制が不完全なままで東京地裁に救済命令の取消し請求の行政訴訟

を提起した。この点について、公労委が公益労使の三者構成の場で十分に検討して決定したことについてさらに不服となえることの不當性を鋭く追求した。

で会社が操業に入ったことは、それによって圧倒的に第一組合の組合員を不安、動搖させようといふ狙い以外のなにものでもない。これらの点について、わが党は監督的な立場にある通産省・労働省当局を鋭く追求し、不安定操業につよい規制を行なうよう答弁させた。

### 社会労働委員会(厚生)

厚生、社会保障関係については、①失業対策事業打切りの政府構想に関連して社会保障制度をどのように充実させてゆくか、②総理府社会保障制度審議会の今次勧告におけるよい面を積極的に実施すべきである、との二点を中心に、政府の考え方を質した。

とくに、審議会勧告に関する生活保護基準の引き上げ、国民年金の抜本改正を政府に要求し、西村厚生大臣の法改正提案の決意を確認した。

コレラ対策については、防疫措置によつて生ずる損失補償や生活保証の問題をとり上げ、予防体制のみでなく、こうした保障体制の確立を強く政府に要求、検討を約束させた。

コレラ及び麻薬対策に関しては、公聴会をひらき、各参考人の意見をきいた。また、中央医労協の運営を軌道にのせるため、政府はすみやかに公益委員四名を任命すべきことの申し入れをおこない、委員会においてもこの点を追求した。国会の最終段階では、二つの法案をめぐって、わが党は

関係団体との意見を調整しつつこの実現をはかった。二つの法案とは、(1)医療法の一部改正案、(2)環境衛法の一部改正案である。

(1)は、本年一月大会で決定した社会保障政策大綱の筋にのつとり、医療機関の適正配置をおこなおうとするものであるが、当面、病院新設計画のある三公社、五現業・公務員共済等の利害と相対

立する面があるため、関係組合が賛意を表しなかつた。このため、参議院段階において、これらのものについては、病院設立申請者の意志を十分尊重すべきこと、組合員及び家族に利用対象を限定する病院は特に考慮すべきこと等の附帯決議を附した。(法律参照)

(2)は、環境衛生営業の適正運用法におけるアウトサイダー(組合員でないもの及び組合員でも組合規定料金にしたがわないもの)規制の強化案である。これは、前国会において当該法の経済法化と強力な規制を内容とする自民党原案がでてきたため、わが党がこれに反対し、かなり緩い規制内容とした曰くつきのものである。しかし、生活協同組合や消費者団体連合会は、後者の案にも徹底的に反対した。とくに問題になるのは、アウトサイダー規制と地域生協の利害対立である。

わが党は、この点について、生協は地域生協との運営を軌道にのせるため、政府は、中央医労協が、政府は「ケース・バイ・ケース」で措置すると答弁を濁しており、今後の問題点となつていいえでも規制の対象外とするよう政府に要求した

で不当な措置をしないよう考慮するよう約束させた。なお麻薬対策については、左のような決議をおこなった。

### 麻薬対策に関する決議

(参議院社会労働委員会三七、八、二八決議)

麻薬悪用の徹底的撲滅を期するため左の事項に就て政府は速かに対策を講ぜられん事を要望する。

一、麻薬悪用者に対するは、敵罰主義をとること一、現行麻薬取締法を改正して、麻薬悪用に対する刑罰を強化し、麻薬中毒患者を強制収容して治療すること。

一、麻薬取締官を大幅に増員すること。  
一、密輸入防止のため政府各機関の連絡並びに国際的連絡を一層緊密にし、その摘発に粗漏ならしむるよう努めること。

一、政府は、麻薬悪用の怖るべき事実を国民に周知徹底せしめ、且つ麻薬対策に要する予算の増額を計ること。

一、政府は、麻薬対策の一元化を計るため麻薬対策中央本部を設置し、特に右の対策を強力に推進せしめるよう講ずること。

### 医療法の一部を改正する法律

(要旨) 国民皆保険の円滑な実施をはかるためには、医療機関の適正な配置がきわめて必要である。

が、わが国の現状においては、なお、多くの無医地区が存在している反面近時一部大都市等においては病院が乱設される傾向があるので、本改正法はこの際公的性を有する病院の開設等を規制し医療機関の地域的偏在を防止するとともにその計画的整備をはかるうとするもので、

一、国及び地方公共団体は医療機関の不足地域に對し、計画的に病院診療所を整備するよう努めなければならないこと。

二、公的医療機関の開設者、各種共済組合、健康保険組合等が新たに病院を開設し、病床数を増加し、又は病床の種別を変更しようとする場合これにより当該地域における病院の病床数が省令の定める必要病床数をこえるときは、都道府県知事は許可を与えないことができる。

三、都道府県知事は病院開設等の許可を与えない处分をしようとするときは、あらかじめ医療機関整備審議会の意見を聞かなければならぬこと。

四、厚生大臣は、地域別の必要病床数及び病床数の算定方法等に関する省令を定めるに当つては医療審議会の意見を聞かなければならないこと

五、公社、労働福祉事業団及び簡易保険都便年金福祉事業団が病院の開設、病床数の増加、その種別の変更を計画し、また、その計画を変更する場合は、政令で特に定める場合のほかはあらかじめ厚生大臣に協議しなければならないこと等を規定した。

(施行期日) 本改正法は公布の日から起算して八ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日から施行されるが、九月二日現在まで公布されていない。

(費用) 本改正法施行のため別に費用を要しない

#### 附 帯 決 議

(三七、九、二 参議院社会労働委員会)

一、第七条の二第二項によつて都道府県知事が必要な補正を行なう場合は特に申請者の意志を考慮すべきである。

二、厚生大臣は、医療機関整備審議会委員の選任については医療を受ける側を代表する者を加えるよう都道府県知事を指導すべきである。

三、厚生大臣は、利用が専らその組合員及び家族に限定された医療機関についてはその特殊性にかんがみ特別の考慮を払うべきである。

四、第七条の二第五項の規定による協議をうけた際、厚生大臣は申請者の意志を尊重して誠意をもつてこれに當るべきである。

等を規定した。

(施行期日) 本改正法は、公布の日から施行されるが、九月二日現在まで公布されていない。

(費用) 本改正法施行のため別に費用を要しない

#### 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

(要旨) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律は去る昭和三十二年制定され、第三十九回

国会でその内容の整備がはかられ、関係営業組合の事業活動及び行政庁の勧告又は規制命令の措置を通じて業界の健全なる発展に資することとされ

ている。しかし、これら行政処分の発動要件その他具体的な法律構成に必ずしも実情に即していない点も見うけられるので本改正法は、

一、適正化規程の認可、員外者に対する事業活動改善の勧告及び規制命令の発動は適正な衛生措置の阻害またはそのおそれを要件としないこと

また、規制命令は勧告後に発動すること。

二、規制命令の申し出があつた場合は、都道府県知事は厚生大臣に対し意見を具申すること。

三、規制命令に違反したときは、二ヵ月以内の期間を定めて、営業停止処分をすることができる

こと。

四、員外者に対する事業活動改善の勧告は、環境衛生適正化審議会への諮問を要しないものとす

ること。

五、行政庁は、適正化規程及び適正化基準の認可に関する処分を二ヵ月以内に行なうよう努めなければならないこと。

(施行期日) 本改正法は、公布の日から施行されるが、九月二日現在まで公布されていない。

(費用) 本改正法施行のため別に費用を要しない

#### 附 帯 決 議

(三七、九、二 参議院社会労働委員会)

厚生大臣は、食肉販売業に関し将来本法を適用する場合、或はその販売価格について制限を行なわんとする場合は、生産、卸、小売の各段階の意志の疎通をはかるよう農林大臣と密接な連絡の下に

協議指導するものとする。

党の態度 賛成

## 栄養士法等の一部を改

### 正する法律

(要旨)

社会生活の発展向上に伴い、集団給食施設等、大量食事を供給する施設における栄養の指導に関する業務は、複雑または困難なものが増加する傾向にあるので、本改正法は、

一、現行の栄養士の免許については、そのままとすること

二、新たに管理栄養士の制度を設けること。

管理栄養士とは、複雑又は困難な栄養の指導業務を行なう適格性を有する者として登録された栄養士ということ

三、管理栄養士の登録を受ける者は栄養士で次の各号に該当する者とすること

1 厚生大臣の行なう管理栄養士試験に合格した者

2 四年の年限の課程を行なう(学校その他の養成施設で主務大臣学校については文部、厚生の兩大臣その他)の施設については厚生大臣)が指定したところを卒業した者、指定の基準は、管理栄養士たるに必要な技能及び知識を修得するに足りるものであつて、政令で定めること

四、管理栄養士試験は、毎年少くとも一回、栄養の指導に関する高度の専門的知識及び技能について行なうこと

のものについては、少くとも一人の管理栄

五、管理栄養士の受験資格は次の通りとすること

1 二年の養成施設を卒業した栄養士で実務経験二年以上のもの

2 三年の養成施設(3に該当するものを除く)を卒業した栄養士で実務経験一年以上のもの

3 三年の養成施設で主務大臣(学校については厚生大臣)が、政令で定める基準により指定した施設、又は四年の養成施設を卒業した栄養士については実務経験を要せずに受験できるものとすること。

六、この法律施行の際、栄養士である者、養成施設で修業中の者及び実務見習中の者については免許を受けた後、厚生省令で定める施設において、五年以上栄養の指導業務に従事したときは

管理栄養士の登録を受けることができること等を規定した。

(施行期日) 本改正法のうち、栄養士法関係改正

部分は、昭和三八年四月一日から、また、栄養改善法関係改正部分は、昭和三九年四月一日からそ

れぞれ施行されるが、九月一日現在まだ公布されていらない。

(費用) 本改正施行のため、本年度は別に費用は要しない。なお、次年度において、約一千万円を要する見込。

よう努めること。

二、右のうち一回三百食以上又は一日七百五十食以上のものについては、少くとも一人の管理栄

士を置くように努めること。

三、都道府県又は市に置かれている栄養指導員の任用資格のうち、栄養士となるのを管理栄養士と改めること。ただし、現在栄養指導員である者については、直ちにその地位を失うことのないよう経過措置を設けること

### 災害対策特別委員会

(災害対策特別委員会)

現行法では、栄養士を置いていない集団給食施

設においては、その給食につき、都道府県等に置かれる栄養指導員の指導を受けなければならぬことになつてゐるが、国民の栄養改善が強く要望されている実情にかんがみ、本改正法は、一、一回百食以上又は一日二百五十食以上の集団給食施設の設置者は、その施設に栄養士を置くこと

災害対策特別委員会は、七月上旬に北九州一帯を襲った集中豪雨による災害と、八月の台風九号および十号による災害に対する対策を中心にして審議がおこなわれた。このなかで党は、政府の災害防止対策の不備を鋭く追及し、とくに北九州災害の特徴であったばた山崩壊と地すべりによる被

害をとりあげ、これらに対する抜本的な防止対策を講ずるよう迫るとともに、ぼた山崩壊防止法案および鉱山保安法の一部を改正する法律案（別掲）を提出した。

また政府の治山治水対策を全般にわたって、再検討することを要求し、災害復旧の従来の方針である原形復旧の制度を復良復旧を原則とさせるよう追及した。その他、災害対策要綱（前号収録）の方針にのっとり、国土保全の根本施設と從來の災害対策の欠陥を追及し、政府の猛省を強くもとめた。

臨時国会においては、国民の間に高まっている「高い住民税」に対する不満をとりあげ、政府、自治省を追及するとともに、党から「昭和三十七年度分の都道府県民税等の減額に関する臨時特例法案」を提出して、住民税の軽減措置を強くせまつた。  
又、通常国会より継続審議中の「地方公務員共済組合法案」等については、党の方針を盛りこませるように、最大限の努力をはらつた。

## 地方公務員共済組合法案

（要旨）前国会より継続審査中のものである。

この国会では、あらたに就任した河野建設大臣による所信表明に対する質問を通じて、政府の方針をただすとともに、党の見解を明らかにした。まず、東京の過大都市化による弊害の重大性を指摘し、これに対する抜本的対策を緊急におこなうよう追及し、東京から政治機関を引きはなすなどの具体的な提案をだした。次に、地方産業都市開発の見地にたつ道路政策の確立と、根本的な土地政策の樹立について、政府の所信をただした。さらに今日の住宅建設の障害である土地の値上がりを抑止する政府の対策を追及し、党の宅地対策と住宅対策の基本的な方針を示した。

## 地方行政委員会

は国家公務員共済組合の長期給付の制度に準ずるものとする。

4 短期給付及び福祉事業の制度については、組合は、国家公務員共済組合の制度に準じて、保健給付、休業給付、災害給付等の短期給付を行なうとともにあわせて福祉事業を行なうものとする。

5 組合の給付に要する費用は、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもって充てるものとし、短期給付については、掛金百分の六十、負担金百分の五十、長期給付については、掛金百分の四五、負担金百分の五十五とし、また、

組合の事務に要する費用は全額地方公共団体の負担とする。

6 組合の資金は、安全かつ効率的な方法によりかつ組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用するものとする  
7 組合の給付に関する決定等に不服がある者について審査の請求を処理するため審査会の制度を設けるものとする。

8 地方公務員共済組合制度に関する重要事項を調査審議するため、地方公務員共済組合審議会を設けるものとする。

9 地方議会議員互助年金法附則第四項の規定に基づき、同法を廃止して、地方議会議員の年金制度に関する規定をこの法律の中に統合するものとする。

3 長期給付の制度については、退職給付、奨励給付及び遺族給付を行なうものとし、その内容

10 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行

するものとする。

わが党は、前国会ならびに今臨時国会における衆・参の地方行政委員会において、(1)所要財源についての一割国庫負担、(2)掛金を急激な増加のないようとする、(3)若年停止制の採用、(4)既得権の保障、(5)共済組合は組合会運営とし、民主的な運営をはかる。(6)積立金の運用は組合の自主性を尊重する。以上の六点を法案に盛るため最大限の努力をした。

その結果、次のような数点にわたる修正ならびに附帯決議をかちとり、自民、民主を含めた三党共同全会一致をもって、修正議決した。

(修正案要旨)

政府は、地方公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法が地方公務員の生活と福祉とに深い関係を有することにかんがみ、両法律の実施に当つては、次の諸点につきとくに配慮すべきである。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員を代表する者を加える等組合の民主的な運営を図ること

一、掛金等の標準的な率未満の率による退職年金制度の適用を受けている職員について、制度の改正に伴う負担の増高を経過的に事実上緩和できるよう適切な措置を講ずること。

一、長期給付の掛け率の引下げについてあらゆる施策を検討すること。

1 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の運営審議会の委員十人以内を十六人以内に改めるとともに、その半数は組合員を代表する者のうちから命ずるものとする。

2 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の総会の議員のうち、市町村長以外の各組合の理事が互選する議員九人を十一人に改めるものとする。

3 連合会の理事十一人を十二人に改めるとともに、理事のうち、各組合の理事長である総会の議員以外の総会の議員が互選する理事一人を三人に改めるものとする。

4 施行期日を十二月一日に改め、これにともなう規定の整備を図るものとする。

附帯決議

政府は、地方公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法が地方公務員の生活と福祉とに深い関係を有することにかんがみ、両法律の実施に当つては、次の諸点につきとくに配慮すべきである。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員を代表する者を加える等組合の民主的な運営を図ること

一、減額退職年金制度は、国家公務員共済組合法等とともに再検討すること。

一、給付費及び追加費用については、国庫負担その他他の方法により地方公共団体の財政を圧迫することのないよう万全の財政措置を講ずること

一、組合等の資産の運用に当つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、禁錮等の処分を受けた場合の支給制限については、その運用にあたり、濫用にわたらぬよう配慮すること。

（要旨）別途提案されている地方公務員共済組合法案（新法）を施行するに当たり、とくに同法案中の長期給付に関する規定の適用については、現行のきわめて複雑な地方公務員の退職金制度を統一化する関係上、また受給者の期待権や既得権を尊重する建前から多様が経過措置を定める必要があつて提出されたものである。

(一) 組合員の新法施行日前の地方公務員としての在職期間については、原則として、新退職年金制度の組合員期間に通算することとする。

(二) 新法施行日の前日に、新法の最短年金限二十年より短かい年金年限の退職年金や共済年金の制度下にあつた組合員については、期待権を尊重するよう受給資格に特例を設ける。

(三) 新法施行日前に地方公務員としての在職期間をもつ者の退職給付の額は、従前の退職年金制度における期間や、施行日以後の組合員期間等に応じ、それぞれの制度における退職給付の支給率等によって算定した給付額の合算額とし既得権を保障するより配意することとする。

(四) 恩給制度や国の共済組合制度の下での在職期

共済制度を設けること。

三、法の施行

昭和三十七年十二月一日から施行する。

地方公務員共済組合法の長期貸付に関する施行法案

間を有した者についても前記(二)及び(三)の場合と目標に経過措置を設ける。

(四) 消防職員、警察職員及び船員組合員であつたものについては、旧制度の取扱いの特例に見合う経過措置を、また地方議会議員互助年金法による互助会の会員であつた地方議会議員の取扱いについても必要な経過措置を規定することとする。

本法案についても、地方公務員共済組合法案と同様、次のような修正ならびに附帯決議をかちとり、三党一致で通過せしめた。(附帯決議は略)

1 最短年金限が十七年の退職年金条例以外の退職年金条例又は共済条例の適用を受けていた更新組合員の退職年金の受給資格の経過措置について合理化するものとする。

2 その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した組合員

で政令で定めるものの退職年金については、新法施行後にかかる部分についても、その三十九セントに相当する額を四十五歳から五十五歳に達するまで支給するものとする。

3 施行期日を十一月一日に改めるものとする。  
態度 賛成

激甚災害に対処するための特

別の財政援助等に関する法律案

(要旨) 災害対策基本法第七章において、著しく

激甚である災害が発生した場合における復旧事業等が適切に実施されるため、地方公共団体に対する

この災害対策基本法の規定の趣旨にのっとり、從来、激甚災害のつど個別に立法されてきた各種の国負担、補助金等に関する特例を総合勘案し、合理的かつ恒久的な制度を作ろうとするものであつて、その要点は次のとおりである。

一 政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつその災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なう必要がある災害が発生した場合には、中央防災会議にはかつてこれを激甚災害として指定し、次の措置のうちその激甚災害に適用するものを政令で指定する。

## 二 公共土木施設関係

1 都道府県における公共土木、公立文教、社会福祉の各施設等十四件の災害復旧事業費等については、通常の災害の場合、各事業ごとに地方公共団体が負担すべき額を合計した額と標準税収入を比較し、その負担額が標準税収入の百分の十を超える額について、百分の五十から百分の九十まで、いわゆる総合負担方式により超過累進的に負担を軽減するよう

特別の財政援助(国庫負担のかさ上げ)を行なう。

市町村分については、都道府県に準じた措

置を政令で定める。

## 三 農林水産関係

1 農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業及び災害関連事業については、地元負担を軽減するため、通常の補助のほか、負担が増大するに伴い、十分の九の範囲内で超過累進的に補助ができることとする。

2 他の農林水産関係については、農林水産業共同利用施設に対する補助の増額、「天災融資法」による貸付限度の引上げ、森林組合等の行なう排土事業に対する特別の補助、土地改良区等の行なう排水事業の特別の補助及び共同利用小型漁船建造費の特別の補助について、それぞれ従来の災害特例立法に準じた措置を定める。

## 四 中小企業関係

中小企業に対しては、中小企業信用保険公庫における災害関係保証の付保限度の追加及び保険てん補率の引上げ、中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期限の延長、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特別の補助及び中小企業者に対する資金の融通の確保及び利子補給について、それぞれ従来の災害特例立法と同様の措置を定める。

## 五 その他

公立社会教育施設及び私立学校施設の災害復旧事業に対する特別の補助、私立学校振興会の業務に学校法人以外の被災私立学校施設の災害復旧融

資を加えることの特例、市町村の施行する伝染病予防事業についての国庫負担の増額、母子福祉資金に対する国の貸付額の増額、水防資材費補助の増額、罹災者公営住宅建設事業に対する補助の増額、産業労働者住宅資金の貸付条件の緩和及び償還期限の延長、公共土木、公立学校及び農地農業用施設等の小災害に関する起債の元利補給の特別措置について、従来の災害特例立法と同様の措置を定める。

六 本法は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害から適用する。

#### 附帯決議

一、本法第三条に規定する「特定地方公共団体」の指定基準については、過去の災害の特例措置を下廻らないよう定めるものとし、都道府県にあってはおおむね一五%ないし一〇%、市町村にあってはおおむね五%ないし一〇%を目途とすること。

二、災害復旧事業費等の査定については、当該施設の完全な復旧が達成され、充分その機能が發揮できるよう措置すること。

#### 態度 - 賛成

#### △党提出法案▽

昭和三十七年度分の都道府県民税等の減額に関する臨時特別例法案

一、議案の要旨及び目的

本案は、第四十回国会における地方税法の改正

により、所得税の一部の都道府県民税への移譲、比例税率の採用等により、住民の負担が著しく急増し、国民生活を圧迫しているので、同法の根本的改正が行なわれるまでの応急的措置として、差し当り低所得者の昭和三十七年度分の都道府県民税所得割の額を軽減しようとするもので、要旨は次の通りである。

(一) 昭和三十七年度分の個人の道府県民税の所得割の額を次の区分によって減額すること。

(2) 課税合計所得金額三十万円以下の場合 三〇%

(1) 課税合計所得金額三十万円以下の場合 一〇%

(3) ハ 五十万円をこえ五十万円以下の場合 一五%

(4) ク 七十万円をこえ百万円以下の場合 一〇%

(5) ハ 五十万円をこえ七十万円以下の場合 一五%

(6) ク 七十万円をこえ一百万円以下の場合 一〇%

(7) ハ 五十万円をこえ七十万円以下の場合 一五%

(二) 本法は都民税及び特別区民税について準用すること。

公衆電気通信法の一部を  
改正する法律案の一部を  
改正する法律案

(要旨) 新電話料金は次のような問題があるので

3 「漁民会社」に対する免許の優先順位を認め

ること。

2 漁民の定義を改めることによって、稼動日数九〇日未満の兼業漁民を漁業から締出せるよう

にする。

1 「各自漁業を営む権利」を「組合員が漁業を

営む権利」に改めることによって、一部の区画漁業権を特定のものに固定化するようとする。

(注) 繙続審議に附されている。

#### 漁業法の一部を改正する 法律案

#### (要旨)

1 「各自漁業を営む権利」を「組合員が漁業を

営む権利」に改めることによって、一部の区画漁業権を特定のものに固定化するようとする。

2 漁民の定義を改めることによって、稼動日数

九〇日未満の兼業漁民を漁業から締出せるよう

にする。

3 「漁民会社」に対する免許の優先順位を認め

準備には時間をおこたため一年間その施行を延期すべきである。

(1) 市外通話料金の請求にあたっては、請求書に通話内訳の記載をすべきである。

(2) 市内外料金の登算を同一の機器で自動登算しようとされているが、登算装置の技能に完全な保証がなければならない。

(3) D S A 台扱通話料、地域団体加入電話使用料など法定外の郵政省認可料金は、十分な検討期間を置かなければならない。

(4) 単位区域料金設定については、地方自治体の意見をとり入れるべきで、その機会をもうけるべきである。

ることによって、沿岸漁業への資本の進出を促進する。

4 真珠養殖に対する漁業権の存続期間を現行の五年より十年に延長するとともに、区画漁業権の更新制度を廃止する。

5 大臣許可漁業の根拠規定を統一するとともに許可の一斉更新制を実施する。

6 継続許可制度に若干の制限を加える。

(態度) 反対 (自民党提案により一部を修正の上通過)

なお、衆参両院では採択に当つて概ね次のように附帯決議をつけさせることに成功した。

#### 衆議院附帯決議(要旨)

(1) 沿岸漁業の保護と沿岸漁民の操業の場の確保を図るために、魚礁の設置その他沿岸漁場の造成、改良、開発に対する強力な施策を講ずるとともに、沖合漁業による侵犯防止に関する措置を強化すること。

(2) 漁業又は労働法令に関する悪質な違反に対しても、許可の取消しを行なうなど関係法令の厳格な運用によって、水産資源の保護、漁業秩序の維持及び漁業従事者の労働条件の改善に資すること

(3) 指定漁業の許認可に当つては、国際人命安全条約、国際吃水線条約等を考慮し総トン数による許可基準に検討を加え、もって人命及び船体の安全を期すること

(4) 海区漁業調整委員会の機能を強化するため

委員会に必要な予算を増加し、併せて事務局の設置を法制化するよう検討すること

(5) 中央漁業調整審議委員の任命に当つては、適

当な数の漁業従事者の代表を加えること  
改正法第十一項第一項にいう公益の範囲については、これを明確にする措置を講じ拡大解釈を極力防止するとともに、從来漁業権が設定されていた漁場の区域については、漁業権の切れ目を生じないよう適切な運用を図ること

(6) 改正法第十一項第一項にいう公益の範囲については、これを明確にする措置を講じ拡大解釈を極力防止するとともに、從来漁業権が設定された漁場の区域については、漁業権の切れ目を生じないよう適切な運用を図ること

#### 行政不審査法

総合的に講じようとするもの。

(態度) 反対 (継続審議中)

(概要) 第四十通常国会から継続審議に附せられていた内閣提出の法律案で、四十国会で成立した行政事件訴訟法と密接に関連する法律である。

また、この法律は、恩恵的色彩の非常に強い訴願法(明治二十三年法律第二百五号)を全面的に改め、行政官庁の行政処分その他の行為に對して、国民として不服の場合、その再審査及び異議の申立についての手続を規定した法律である。

1 この法律で明らかにされている行政処分とは「公権力の行使に當る事實上の行為で、人の收容、物の留置その他内容が継続的性質を有するものが含まれる」と「不作為(法令に基づく申請にして相当の期間なんらの処分としないもの)」とに分けている。

2 不服の申立の種類は、審査請求と異議申立ての二種類である。  
この場合異議申立ては、實際処分をし行政庁に對してだけしか出来ないが、審査請求は、實際に取扱った行政庁だけでなく、その上の行政庁にもできる(第三条五条)ことになつたのは一つの改善である。

3 申請の方式 法律で口頭することができると定めてない場合は、書面で申請する(正副

#### 沿岸漁業等振興法案

(要旨) 沿岸漁業等の發展と沿岸漁業者の地位の向上をはかるため、生産、流通等に關する施策を

## 二通、不服申立ても同じ)

4 総代の制度 外数が共同して申立るときは、三人以下の総代を互選することができる。また不服申立ては代理人でもできる。

5 期間審査請求は行政処分のあったことを知った日の翌日から起算して六十日以内、異議申立てについては三十日以内に申請しなければならない。

### (問題点)

①しかし、この法律によつて行政処分に対する不服審査請求をしても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を停止しないので、(第三十

四条)申請者の不利益は、最終決定があるまでは続いていくことになる。すくなくとも申請とともに停止処分が行なわれなければ、国民の利益が充分に守られたとはいえない。

②実際処分した官庁(又はその上級庁)に不服申請をするのであるから、行政庁として同一人の性格をもつ官庁が前の処分と全く異なつた決定を行なつて不利益を回復することができるかどうか疑問である。基本的には、不服審査庁は、済庁として行政庁と分離した機構として、客観的な立場から審査するという制度でなければ真の権利救済とマッチしない。

③不服審査請求について、いつまで行政庁が補決(結論)を下すか規定していないので、官庁側に不利な事件については、するすると日を延ばしていくことが考えられる。国民利益

の立場から見るならば、裁決の期間を限定すべきである。

この法律にもとづく裁決について不服のある場合は、再審査請求三十日以内に行なうか、行政訴訟(裁判)を行うことになる。

(党の態度)問題が多いが従来の制度よりは数歩前進という意味で、賛成。

## 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する

### 法律案(政府提出)

#### (要旨)

現在、公立学校の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により、国がその復旧に要する経費の一部を負担し、災害復旧の促進をはかっている。

現行の規定では、国の負担の対象となる災害復旧に要する経費は、原則として原形に復旧するものとして算定することとなつてゐるが、例外として、原形に復旧することが不可能な場合または原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合に限つて当該施設を改良して復旧することを認めてゐる。しかしながら、学校建設は、その性格

(1)政府が「日本国に対する経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(ガリオア・エロア債務返済協定)に基づいて、合衆国政府に対して負う債務は産投会計の負担としている。

(2)右の債務の元金四億九千万ドルに相当する千七百六十四億円は産投会計の資本を減資して債務として別掲することとし、さらに昭和二十七年連合国軍人等住宅公共法廃止の際、同公社から一般会計に承継された産投会計の貸付金債権(五十九億八千万円)を抛棄することとし、その相当額をも減資することとしている。

(3)産投会計は、昭和三十七年度において、日本輸出入銀行等に総額五百三十二億円の投資をする予定にしているが、その投資財源の一部を補充する必要があるので、同年度において、二百三

されている。

現行の改良復旧の規定のみではこの要望に応ずることが困難であるので、従来、激甚災害の場合にはそのつどの特別措置法によつて広く改良復旧の措置が認められてきた。そこで今回、公立学校施設災害復旧費国庫負担法に一般的にこの措置を取り入れることとするものである。

(党の態度)賛成。成立。

## 産業投資特別会計法改正案

### (要旨)

(1)政府が「日本国に対する経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(ガリオア・エロア債務返済協定)に基づいて、合衆国政府に対して負う債務は産投会計の負担としている。

(2)右の債務の元金四億九千万ドルに相当する千七百六十四億円は産投会計の資本を減資して債務として別掲することとし、さらに昭和二十七年連合国軍人等住宅公共法廃止の際、同公社から一般会計に承継された産投会計の貸付金債権(五十九億八千万円)を抛棄することとし、その相当額をも減資することとしている。

(3)産投会計は、昭和三十七年度において、日本輸出入銀行等に総額五百三十二億円の投資をする予定にしているが、その投資財源の一部を補充する必要があるので、同年度において、二百三

十二億円を限り、一般会計からこの会計に繰入

金ができることにしている。

(態度) 前国会末の公選法改正をめぐる国会論戦のなかで審査未了となり、第四一臨時国会に再提出された。

これに対し、社会党は、第一にガリオア・エロア援助は債務でない。また、返済の必要を認めないとの立場から、前国会のたたかいをうけ強く反対した。その理由として(1)債務でなく、贈与である。そのため国会で感謝決議までしている。(2)国民はすでに代金を政府に支払っており、二重払いとなる。(3)援助に倍する約五〇億ドルの終戦処理費を日本は負担している。(4)返済金が韓国、ベトナムなど反共軍事体制強化にむけられる危険がある等を指摘した。

第二に、右の債務を産業投資特別会計の負担とすることは、この会計の設置の目的および特別会計についての財政法の規定に違反していることを指摘し、本法律案の撤回を求める動議を提出して対決したが、おしきられ成立した。

### 国民金融公庫法の一部を改 正する法律案(大蔵委員会)

(要旨) 農地被買収者(旧地主)に対し特別の融資措置をとるため、国民金融公庫の資本金二百億円を二十億円増額して二百二十億円とし、二十億円の特別融資枠を設け、旧地主に六分五厘(普通九分)で貸しつけようとするもの。

(態度) 反対。

旧地主に対する補償が必要ないことは最高裁判決で明らかである。それをこのような形で措置すること

で旧地主補償への足がかりをつくるうとするものであり、また、特定のものにこのような枠を設けることは国民金融公庫法の精神に反する。

(結果) 前国会よりの継続審議であったが、今国会においても継続審議とし成立を阻止した。

### 農林省設置法の一部を改正 する法律案(内閣委員会)

(要旨) 園芸局の設置、振興局を農政局に改組、地方農林局(七)の設置(農地事務局、北海道以外の漁業調整事務所及び漁業調整事務局並びに地方農林局所在都道府県の統合廃止)、4肥料検査所(六)の設置(肥料検査所と飼料検査所の統合)、5林野庁に職員部を設置、6水産庁に長官官房を設置(次長を廃止)、7定員を八六二人増員して合計六二、〇六三に改める。(純減一三七人、定員化九一二人)内訳は次の通りである。本省の新定員——三〇、三三八人(増三七人、定員化八五五人、差引増八九二人)、

1 漁業の構造を改めて漁業における階層間の格差を是正し、漁業生産力の発展をはかり、中小漁業者又は漁業労働者の所得水準が他産業でこれと対比すべきものを営み、又はこれに従事する者のそれと同一になるように高め、あわせて漁村と都市との生活文化水準の格差を解消するとともに、国民経済の発展に寄与するようとする。

2 上の目的を達するため、国は、長期の漁業基本計画及びそれに基づく年度計画を樹立、国會に提出して承認を求めるとともに、実施に状

度調査会設置法(廃止)

(態度) 反対。

園芸局設置はよいが、これを抱き合させて地方農林局構想を実現させようとするものであり、これは復雑な官僚機構に屋上屋を重ね、陳情政治の弊害を助長する。また地方農林局に食糧事務所をはずしている点、統制撤廃の構想にも通ずるものがある。

(結果) 前国会より継続審議であったが、今国会でも継続審議として成立を阻止した。

### (社会党提出法案)

#### 漁業基本法案

(要旨)

1 漁業の構造を改めて漁業における階層間の格差を是正し、漁業生産力の発展をはかり、中小漁業者又は漁業労働者の所得水準が他産業でこれと対比すべきものを営み、又はこれに従事する者のそれと同一になるように高め、あわせて漁村と都市との生活文化水準の格差を解消するとともに、国民経済の発展に寄与するようする。

治に関する報告書を国会に提出する。

3 漁場の利用に関する原則を定め、水産資源を保護し、公正な漁業生活を確保する措置を講ずる。この場合、国は、中小漁業者及び漁民の漁場利用が確保されるよう特に配慮する。

4 このほか、生産基盤の整備、漁業の共同化、水産物の価格及び流通、漁業金融の円滑化、試験研究・水産教育の推進、漁業災害復旧、漁業労働者に対する措置、漁村の生活文化準の向上、海外漁業振興等についても規定している。

(経過) 継続審議案件として次国会で政府の沿岸漁業等振興法案と平行審議されることに決った。

## 漁業法の一部を改正する 法律案

(要旨)

1 漁業基本法の精神にのっとって漁業法を改めようとするものである。

2 漁業権の免許は、真珠養殖漁業を除き漁業協同組合又はその連合会に与えるものとし、真珠養殖事業についても従来の經營者原則を緩和して漁協又はその連合会の管理漁業権として与えうる道を開く措置を講ずる。

3 沿岸漁業を保護するため保護区域を指定することができるものとする。

4 海区漁業調整委員会又は中央漁業調整審議会の委員を階層別に選舉又は選出すること等によ

り、これを民主的で強力な機関につくりかえる

5 大臣許可漁業の根拠規定を統一するとともにこれを法定するものとする。

6 許可の権利化による弊害を防ぐため大臣許可漁業の許可又は認可に対する規定を改め、権利化の原因となっている継続許可及び継承は、沈没、老朽化船、相続、合併による外は認めないものとする。

(経過) 政府提出法案が通過したことにより、自動的に廃案となる。

## 水産業協同組合法の一 部を改正する法律案

(要旨)

漁業の基本法の精神にのっとり、水産業協同組合の健全な発展をはかるため、漁業協同組合員資格を適正にし、漁業協同組合に重要事項毎に専門審議会を設けることができるなど改正を行なうとするものである。

(経過) 政府提出法案が通過したことにより、自動的に廃案となる。

## 水産業改良助長法案

(要旨)

水産業改良普及事業に関する機構を整備するとともに、水産業改良普及事業ならびにこれに必要な試験研究及び調査に対する助成の措置を講じ、もって水産業の合理的な発展と漁民生活の改善をはかることを目的とするもので、郡単位程度に改良普及所を置き、又全国の漁村に少なくとも一人以上の改良普及員を置くことをネライとしている。

(経過) 継続審議

(要旨)

## 沿岸漁業振興法律案

(要旨)

1 関係業者の所得を積極的に補償する措置を講

するとともに、他方、国民の食生活の向上に資するため多獲性大衆魚の価格の安定をはかりうとするものである。農林大臣又は都道府県知事は、組合の申出に基き、また漁船等の生产能力を基準として組合ごとに標準数量をあらかじめ決定、この数量の限度内で価格を保証する。

3 政府は多獲性大衆魚につき、その生産費を基準としてあらかじめ保証価格を定め、漁業者が漁協又はその連合会を通じて指定市場で販売することを条件に、その平均販売価格が保証価格に達しない場合は、その差額を補償する。

4 多獲性大衆魚などの適正な価格水準の実現をはかるため、水産物販売事業団を設ける。

(経過) 継続審議

1 沿岸漁業を振興するため、漁場条件の改善、水産資源の増殖、漁業の生産施設及び水産物の流通施設の整備等の事業につき、総合的な計画の実施をはかるとともに、これに必要な助成措置を講じ、沿岸漁業の経営の安定と沿岸漁業者の所得及び生活水準の向上に資しようとするものである。

2 規模が著しく大きく、かつ二以上の都道府県の沿岸漁業者に利用される施設及び高度の技術を必要とするものは国が自らこれを行ない、その他事業は都道府県及び漁業協同組合が行なうものとする。

3 振興事業に対する国との補助率を大幅に引きあげるとともに、別に長期低利融資の道を開くものとし、原資として一般会計から農林漁業金融公庫に五十億円を繰り入れる。

(経過) 繼続審議

## 地すべり等防止法の一部を改正する法律案

### 申入書

(経過) 繼続審議

(要旨) 地すべり防止工事の施行の促進を図るために、地すべり防止工事に要する費用についての国とし、原資として一般会計から農林漁業金融公庫に五十億円を繰り入れる。

法に伴つて削除し、名称を地すべり防止法に改める。(2)緊急に切り取り等の大規模工事を行なうため、防止工事に地塊の切り取りを加える。(3)主務大臣は、防止区域の指定について、すみやかにその手続きを完了しなければならない。(4)都道府県知事は、地すべり被害のおそれのあるものに家屋等の移転または除却を勧告することにする。(5)防止工事に対する国との補助は、現行の渓流施工などのうち砂防については三分の一、その他二分の一をともに四分の三に引上げる。(6)都道府県は、関連事業計画や移軽等の勧告に基づいて、家屋等を移転除却した費用の三分の一(畜舎、収納舎等は二分の一)、国はその三分の二を補助する。(7)都道府県は、農業用の家屋その他施設に要する資金を無利子で貸付けを行ない、国は補助金を交付すること。

分担などを明確にする立法措置を行なうべきである。

よって、政府は左記事項を考慮し、次期国会に所要の法案を提出されるよう要望する。

#### 記

一、法律によらず構造改善事業を進めることは、国が地方公共団体に事務を委員する場合は法律及びこれに基づく政令によることとしている地方自治法の原則に違反する違法の措置である。一、内容的にも、全国的には十年間に普及する事業であり、実施市町村も三年間の実施計画で行なうなど、長期事業の性格をおび、法律によって国の予算措置、国と市町村の関係などを明確に規定し、事業担当の市町村、農業団体及び農民が安心して事業実施にあたることができるように措置すべきである。

一 農業構造改善事業に関する申入れ

政府は昭和三十七年度より「農業構造改善事業」を単に予算措置、行政措置をもつて実施せんとしているが、これは左記の理由によつて適当ではない。速かに事業の内容、予算措置、国と地方公共団体、農業団体及び農民相互の関係と事務の責任

(1) 農用地の拡大と土地基盤の整備及び農民の自らの共同化による經營規模の拡大を事業の中心

におき国の強力な助成によって進めること。

(2) 主要農畜産物にたいする需給計画と強力な価格支持制度を確立すること。

(3) 行政区域にこだわらず、経済単位を中心とする地域協議会において農民の自主的計画が樹立できるようすること。

(4) 農業サービスセンター、農業機械ステーション、農業講習機関等を全国に配置し、經營技術指導の体制を完備すること。

(5) 助成及び融資の枠を大幅に拡大し、奨励率を高めるとともに、近代化資金の融資選限を三十年以内、金利を三分五厘以下とし、中貧農層めた農業構造改善事業とすること。

右、申入れる。

昭和三七年九月七日

日本社会党

殿

## 海運企業の整備に関する臨時措置

### 法案と海運助成対策について

(一九六二・八・二九)

この法案が企図するものは、本年九月末における償却不足と、延滞金を三十八年度以降五ヶ年間で解消し海運企業の基礎を健全なものにし、所要の船腹増強を達成しようとするもので、そのため三十八年度から五ヶ年間その借入額に対する利子の二分の一を棚上げするという内容であり、昭和三十六年度末海運の償却不足累計は五七二億、約定延滞額は八三〇億（財政資金三五七億、市中金融四七三億）である。

しかも法案の適用対象となる企業は、償却不足と延滞金を解消可能なものに限ることになつてゐる。また閣議了解事項で合理化計画は企業自身が減資、資産処分、合併等を含む徹底した実施を要

ための未償却及び延滞の解消であり、その手段として一つは五ヶ年の利子棚上げであり二つは合理化（減資、資産処分、合併等）である。ところがその一である利子棚上げは年間五〇億乃至は六〇億円といつてゐるが、六〇億円とみて五ヶ年で三〇〇億円の棚上げをするわけであるが、この場合企業に利益するものは孫利子であつて、八分の複利で七二億円である。

これでは未償却は解消するには遙かに及ばない。しかし二つである合理化による減資や合併で一応未償却は解消することができるかもしない。また延滞の方は融資条件の緩和によつて解消はできるであろう。

こうみてくると利子の棚上げはその目的に合致しない。棚上げの幅が大きければ、多々益々弁ずる程度である。合理化の方法ではその目的を達するやにみられるが、その期間だけのことであり、企業の延命策としての効果はある。しかし決定的に企業の基盤強化を企図することは不可能である。

何故なら、未償却や延滞金の発生は企業に収益がないからである。本法案からそれを引き出すことはできない。勿論企業の合理化は必要であろう。但しそれは利子棚上げによつて誘導されるべきものではなく、企業自身の判断と責任でなすべきものであろう。

#### 一、本法案で企業基盤を強化できるか、

二、当面考慮すべき海運助成対策

本法案のネライは經營の基盤強化であり、その

の収益性を向上させ、国際競争力が強まり、経営

基盤の強化の方向に副うものでなくてはならぬ。

だからいわゆる、海運に対する後向き、前向一様

の対策はありえない。いうならば前向き対策だけ

であつて後向き対策のそれは企業自体が処理すべきものであつて、もしそこまで海運界も望み、政府も介入すべきだと考えるならば、最早今日の経営形体を変更し、国有国営か、国有民営に移すべきものである。しかしこの形体は今日直ちにとりうるものでなく、また局部的なこの種経営形体では得策でない。

よつて現状を改善進歩させる方向に対策を進めることになるが、前に述べた「当面の海運対策」八項目は本項の対策に先行或は作行すべきものであることはいうまでもない。

#### (一) 航路補助対策

現在この種対策としては、三国間輸送補助がする。しかし日本周返の船腹需要の激増当該航路の不採算等の影響もあつて年々減退してきている。

航路拡張、外貨獲得という目的からこの航路補

助を行なつたのであるが、三国間輸送は、わが國輸出入貨物の積取比率を上げる、即ち日本を中心とした航権の拡充強化と国際競争力を強化し、これを土台にして伸張を図るべきであろう。よつて三国間輸送補助を転換拡大し、重点的な航路補助に切替えるべきである。

#### (二) 計画造船助成対策

当面の「海運対策」五、「計画造船の再検討」のなかで述べた通り。

## 踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案

### (定義)

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の全部を改正する。

### (目的)

第一条 この法律は、踏切道の改良を促進し、及び踏切保安員の配置に関する措置を講ずることにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする。

2 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十

七年法律第百八十号）による道路及び道路運送

法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自

動車道をいう。

3 この法律で「鉄道事業者」とは、日本国有鉄道、地方鉄道業者、第一項の専用鉄道の設敷者及び軌道経営者をいう。

4 この法律で「立体交差施設」とは、鉄道と道路とを立体的に交差させるための架線橋及び架道橋をいう。

5 この法律で「踏切道」とは、鉄道と道路とが平面的に交差している場合における当該交差部分に係る施設をいう。

6 この法律で「保安設備」とは、踏切遮断機、踏切警報機その他踏切道に附属する設備であつて政令で定めるものをいう。

### (改良を必要とする踏切道の指定)

第三条 運輸大臣及び建設大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、立体交差化又は構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。）により改良することが必要と認められる踏切道について、その改良の方法を定めて、指定するものとする。

2 連輸大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して運輸省令で定める基準に従い、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道について

3 その改良の方法を定めて、指定するものとする

3 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は前項の規定による指定をしたときは、その旨を、当該鉄道事業者及び道路管理者（道路法による道路については同法第十八条第一項に

規定する道路管理者をいい、道路運送法による自動車道については同法第五十条に規定する自動車道事業者をいう。以下第五条までにおいて同じ。）又は当該鉄道事業者に通知するとともに、告示しなければならない。

3 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、立体交差化計画若しくは構造改良計画又は保安設備整備計画が著しく不適当であると認めるときは、その変更を指示することができる。

#### （改良の実施）

第四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定があつたときは、運輸省令及び建設大臣の指定する期日までに、運輸省令、建設省令で定めるところにより、協議により当該踏切道についての立体交差化をするための計画（以下「立体交差化計画」という。）又は構造の改良をするための計画（以下「構造改良計画」という。）を作成して、運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 鉄道事業者は、前条第二項の規定による指定があつたときは、運輸大臣の指定する期日までに、運輸省令で定めるところにより、当該踏切道についての保安設備整備計画（以下「保安設備整備計画」という。）を作成して、運輸大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

なければならぬ。

#### （踏切保安員の選任）

第八条 鉄道事業者は、年齢、経験その他の事項につき運輸省令で定める一定の要件を備える者のうちから、踏切保安員を選任しなければならない。

第五条 鉄道事業者又は道路管理者は、立体交差化計画若しくは構造改良計画又は保安設備整備計画に従い、当該踏切道の改良又は保安設備の整備を行なわなければならない。

#### （踏切保安員の配置を必要とする踏切道の指定）

第六条 運輸大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、踏切道における交通の安全を確保するため踏切保安員を配置することが必要と認られる踏切道を指定するものとする。2 運輸大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を当該鉄道事業者に通知しなければならない。

#### （踏切保安員を配置すべき義務等）

第七条 鉄道事業者は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、運輸省令で定めるところにより、当該踏切道に踏切保安員を配置しなければならない。

第九条 踏切保安員は、列車その他の鉄道の車両（以下「鉄道車両」という。）の通行が妨げられないよう、その職務を行なうとともに、踏切道を通行する歩行者（小児用の車を含む。以下同じ。）及び車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条に規定する車両をいう。以下同じ。）が鉄道車両の運行に伴いこうむるおそれがある危険を防止しなければならない。（危険防止のための踏切保安員の措置）

第十条 踏切保安員は、鉄道車両の運行により、踏切道を通行し又は通行しようとする歩行者又は車両に対し危険がさし迫っていると認めるときは、当該危険を防止するため必要な限度において、当該歩行者又は車両の運転者に対し必要な指示をることができる。

2 歩行者又は車両の運転者は、踏切保安員が前項の規定により行なう指示に従わなければならぬ。

2 踏切保安員は、踏切道において警察官が交通

整理を行なう場合においては、当該交通整理のための措置を妨げるような指示をしてはならない。

(腕章の着用)

**第十一條** 鉄道事業者は、運輸省令で定める様式の腕章を踏切保安員に着用させなければ、その者をその職務に従事させてはならない。

2 踏切保安員は、前項の腕章を着用しなければその職務を行なつてはならない。

(立体交差施設又は踏切道の新設に要する費用の負担)

**第十二条** 鉄道の新設の計画及び道路の新設の計画が同時に実施されることによりこれらの計画に基づく鉄道と道路とが交差することとなる場合において、立体交差施設又は踏切道（保安設備を含む。以下第十七条まで及び第二十一条において同じ。）を新設するときは、鉄道事業者

及び道路管理者（道路法による道路については同法第四十九条に規定する道路管理者をいい、道路運送法による自動車道については同法第五十条に規定する自動車道事業者をいう。以下第十八条までにおいて同じ。）は、当該立体交差施設又は踏切道の新設に要する費用の二分の一をそれぞれ負担するものとする。

第十三条 現に存する道路に新たに鉄道を交差させる場合において、立体交差施設又は踏切道を新設するときは、鉄道事業者は、当該新設に要する費用第十五条に規定する増加した費用を除

く。以下次項において同じ。) の全額を負担するものとする。

2 現に存する鉄道に新たに道路を交差させる場合において、立体交差施設又は踏切道を新設するときは、道路管理者は、当該新設に要する費用の全額を負担するものとする。

第十四条 鉄道と道路とが踏切道により交差している場合において、当該交差個所に立体施設を新設するときは、道路管理者は当該新設に要する費用（次条に規定する増加した費用を除く。以下この条において同じ。）の三分の二（当該鉄道が日本国有鉄道以外の鉄道事業者の鉄道である場合にあっては、千分の九）を、鉄道事業者は当該新設に要する費用の三分の一（当該鉄道事業者が日本国有鉄道以外の鉄道事業者である場合にあっては、十分の一）を負担するものとする。

2  
鉄道と道路とが駅構内に存する踏切道により  
交差している場合において、当該交差個所に立  
体交差施設を新設するときは、前項の規定にか  
かわらず、鉄道事業者は当該新設に要する費用  
の総額の三分の一から二分の一（当該鉄道事業者  
者が日本国有鉄通以外の鉄道事業者である場合  
にあっては、十分の一から、八分の一）の範囲  
内で鉄道事業者及び道路管理者が協議して定め  
る額を、道路管理者は当該新設に要する費用の  
総額のうちその残額を負担するものとする。

新設された場合において、踏切道が廃止されないときは、鉄道事業者は、前二項の規定にかかわらず、これららの規定による費用を負担しないものとする。ただし、当該立体交差施設の新設に伴い、当該踏切道について保安設備の変更その他理由により鉄道事業者が利益を受けることとなる場合には、鉄道事業者は、当該踏切道についての当該立体交差施設の新設前の年間経常費と当該立体交差施設の新設後の年間経常費との差額の十五倍に相当する金額（当該金額が当該新設に要する費用の三分の一当該鉄道事業者が日本国有鉄道以外の鉄道事業者である場合にあっては、十分の一）をこえる場合には、当該費用の三分の一（当該鉄道事業者が日本国有鉄道以外の鉄道事業者である場合にあっては、十分の一）に相当する金額を負担するものとする。

4 第二項の駅構内の範囲及び前項の年間経常費の算定方法は、運輸省令、建設省令で定める。

第十五条 第十三条又は前条第一項若しくは第二項の立体交差施設又は踏切道を新設するに当たり、あわせて当該父差個所について鉄道の線路敷地の拡幅、道路の拡幅等の工事が行なわれ、そのために当該立体交差施設又は踏切道の新設費用は、その工事の原因者が負担するものとする。

第二項の駆構内の範囲及び前項の年間経常費の算定方法は、運輸省令、建設省令で定める。

第十五条 第十三条又は前条第一項若しくは第二項の立体交差施設又は踏切道を新設するに当たり、あわせて当該交差個所について鉄道の線路敷地の拡幅、道路の拡幅等の工事が行なわれ、そのために当該立体交差施設又は踏切道の新設に要する費用が増加したときは、その増加した費用は、その工事の原因者が負担するものとする。

第二項の駆構内の範囲及び前項の年間経常費の算定方法は、運輸省令、建設省令で定める。

第十五条 第十三条又は前条第一項若しくは第二項の立体交差施設又は踏切道を新設するに当たり、あわせて当該交差個所について鉄道の線路敷地の拡幅、道路の拡幅等の工事が行なわれ、そのために当該立体交差施設又は踏切道の新設に要する費用が増加したときは、その増加した費用は、その工事の原因者が負担するものとする。

(負担)

第十六条 立体交差施設又は踏切道の改築に要する費用は、当該改築が鉄道の工事により必要となる場合においては鉄道事業者が、道路管理者により必要となつた場合においては道路管理者が、道路の工事により必要となつた場合においては道路管理者が、その全額を負担するものとする。

2 前項の規定による場合のほか、立体交差施設又は、踏切道の改築に要する費用は、鉄道事業者及び道路管理者が協議して定めるところにより負担するものとする。  
(立体交差施設又は踏切道の修繕及び維持に要する費用の負担)

第十七条 立体交差施設又は踏切道の修繕及び維持に要する費用は鉄道事業者及び道路管理者が協議して定めるところにより負担するものとする。

(保安設備計画の実施に要する費用の負担)

第十八条 保安設備整備計画の実施に要する費用は、第十六条第二項の規定にかかわらず、鉄道事業者が負担するものとす。

(立体交差施設及び踏切道の新設等に要する費用の範囲)

第十九条 第十二条から前条までに規定する費用の算定方法その他その費用に関し必要な事項は政令で定める。

(補助)

第二十条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、鉄道事業者に対し、立体

交差化計画、構造改良計画又は保安設備整備計画の実施に要する費用の一部を補助することができる。

(勧告等)  
第二十五条 運輸大臣及び建設大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、鉄道事業者及び道路管理者に対し、踏切道計画の実施に要する費用の一部を補助することができる。

第二十一条 国は、毎年、予算の範囲内において政令で定めるところにより、鉄道事業者に対し、踏切道の維持及び管理に要する費用の一部を補助することができる。

(資金の確保に関する措置第)

二十二条 国は、鉄道事業者が立体交差化計画、構造改良計画又は保安設備整備計画を実施するため必要とする資金の確保に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十六条 都道府県公安委員会は、踏切道における鉄道の交通量が著しく多いため当該踏切道における歩行者及び車両の交通が著しく妨げられていると認めるときは、鉄道事業者に対し、鉄道車両の運行方法等の改善に關し必要な措置をとるべきことを求めることができる。  
第二十七条 この法等により運輸大臣の権限に属する事項の一部は、政令で定めるところにより、陸運局長に行なわせることができる。

(罰則)

第二十八条 みだりに踏切遮断機又は踏切警報機を操作し、損壊し、又は撤去して踏切道における交通の危険を生ぜしめた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第二十四条の規定による運輸大臣の命令に従わなかつた者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十条 第七条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人及び人の業務に関し、第二十九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。

第三十二条 第十一条第一項又は第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法待ては、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十一条まで、第三十条、第三十一条（第三十条の違反行為に係る部分に限る。）及び第三十二条の規定は、この法待ての公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過規定)

2 改正前の踏切道改良促進法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第二項の規定によりした指定は改正後の踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律（昭和三十七年法律第号）第四条第一項の立体交差化計画に基づき新たに建設した立体交差施設で直接その事業の用に供するもうち政令で定めるもの

3 新法施行前に旧法の規定により保安設備整備

計画を実施した場合において、新法施行前に旧法第七条の規定による補助を受けていない場合においては、当該費用については、同条の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

#### （地方税法の一部改正）

4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第二号の四の次に次の二号を加える。

#### 二の五 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者（地方鉄道法第一条第三項の専用鉄道の敷設者を含む。以下第六号の四において同じ。）又は軌道經營者が踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律（昭和三十七年法律第号）第四条第一項の立体交差化計画に基づき新たに建設した立体交差施設で直接その事業の用に供するもうち政令で定めるもの

5 第三百四十九条の三中第十四項を削り、第十五回を第十四項とし、第十六項を第十五項とする法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

○本号は第四一臨時国会報告を特集しました。この臨時国会で政府は重要問題の審議を極力さけようとしたが、社会党は日韓問題、非核武装宣言、ILP批准、自由化延期などの重要問題で徹底的に追及する方針でのぞみ、全般的な論議を行なうことに成功しました。ただ会期がみじかかたため重要問題の多くは次の国会に引きつがれました。その意味でも、この国会の成果と欠陥反省しておくことは意義があると思います。

○とくに政府が国民の眼をかすめて妥結を急いでいる日韓会談にたいする河上委員長の緊急質問は、その大要をのせるとともに、日韓会談の経過を資料としてまとめ参考に供しました。

○次号では社会党の文教政策を特集し、教育綱領、文化綱領、教育諸計画を紹介する予定です。

## あ と が き

編集人 政策資料編集委員会

印刷兼 横山利秋  
発行人

発行所 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院別館

電話 東京 (581)5111 内線2222~3

**定価 100円 送料12円**